

松戸市新焼却施設整備事業 入札説明書等に対する質問・意見(第1回)

入札説明書に対する質問

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	入札説明書	5	Ⅱ	5	(8)	イ 売電について	「なお、本事業では、売電収入は本市の帰属を原則とする。」と記載がありますが、売電に係る費用(アンシラリーサービス料金、発電側課金)については売電の契約当事者(=市様)が支払うと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
2	入札説明書	5	Ⅱ	5	(8)	イ 売電について	「本事業では、売電収入は本市の帰属を原則」とありますが、計画売電量を上回った場合の売電インセンティブを想定されている場合は、詳細についてご教示ください。	売電のインセンティブは想定していません。
3	入札説明書	5	Ⅱ	5	(8)	イ 売電について	売電に係る料金(アンシラリーサービス料金、発電側課金)は貴市にてご負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	「入札説明書に対する質問」No.1をご確認ください。
4	入札説明書	12	Ⅲ	2	(2)	シ④(オ)イ c)設計計算書	用収収支は令和16年度(2032年度)の計画ごみ量98,229t/年での算出でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
5	入札説明書	12	Ⅲ	2	(2)	シ④ (オ)基本設計図書	a)提案仕様書において、「提案する施設の仕様を「提案仕様記載用フォーマット」に記載したもの」とありますが、公告資料内には本フォーマットは確認できませんでした。つきましては、本フォーマットのご提示をお願いいたします。	別途、入札参加資格申請の通過者に交付する予定です。
6	入札説明書	13	Ⅲ	2	(2)	シ④ (カ)提案書・基本設計図書作成要領	「A4判・縦長、左綴じ(A3判は横長で一連とし折り込むこと。）」とありますが、視認性の向上を目的として、A4判・縦2ページ以内の様式をA3判・横1ページとして作成することもお認めいただけないでしょうか。	提案を可とします。
7	入札説明書	13	Ⅲ	2	(2)	シ④ (カ)提案書・基本設計図書作成要領	「特に指定のない限り文字サイズ11ポイントにて作成すること。」とありますが、視認性の向上を目的として11ポイント以上の文字サイズの使用もお認めいただけないでしょうか。	提案を可とします。
8	入札説明書	13	Ⅲ	2	(2)	シ④ (カ)提案書・基本設計図書作成要領	「提案書及び基本設計図書については、内容データを記録したCD-Rを2部提出すること。」とありますが、「正本データ1部・副本データ1部」もしくは「正本・副本データ両方を記録したものを2部」のどちらと理解すればよろしいでしょうか。また、記録媒体については容量によりDVD-Rとしてもよろしいでしょうか。	内容データを記録したCD-Rを2部提出は、正本データ1部・副本データ1部としてください。また、記録媒体については、左記の提案を認めます。そのため、入札説明書を以下のとおり修正します。「提案書及び基本設計図書については、内容データを記録したCD-R又はDVD-Rを2部提出すること。」

9	入札説明書	15	IV	1	(3)	各業務を行う者の要件	本案件を代表企業1者で施工する場合、監理技術者の専任配置期間は多年にわたるため、国土交通省発行の「監理技術者制度運用マニュアル」に基づき、工程上一定の区切りと認められる場合は、監理技術者の途中交代を協議により認めていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りですが、協議により認めた場合に限りです。
10	入札説明書	15, 16	IV	1	(3)	各業務を行う者の要件	ア-⑤とイ-④においてそれぞれ「監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること」が求められておりますが、『実施方針に対する質問への回答No.7』の通り、入札参加者が1者の場合、いずれか1名配置することで要件を満たしていると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
11	入札説明書	21	IV	3		予定価格及び入札書比較価格	予定価格および入札書比較価格に、設計・建設業務費、運営・維持管理業務費の内訳は無いものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 設計・建設業務費、運営・維持管理業務費の内訳の設定は行っていません。
12	入札説明書	21	IV	4		予定価格及び入札書比較価格	低入札価格調査基準価格に、設計・建設業務費、運営・維持管理業務費の内訳は無いものと理解してよろしいでしょうか。	「入札説明書に対する質問」No.11をご確認ください。
13	入札説明書	23	V	2	(3)	特定建設工事共同企業体の組成に関する要件	『実施方針に対する質問への回答No.12』の通り、建築物の設計・建設部分で甲型JVを組成し、その甲型JVと別の構成員が建築物の設計・建設部分とプラント設備の設計・建設部分で乙型JVを組成することは認められないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
14	入札説明書	32	別紙1	4	(2)	委託料の物価変動による改定	アにおいて、改定の条件より、初回の改定は令和16年度からの運営・維持管理業務に係る対価を改定する旨が記載されておりますが、施設竣工が令和15年12月31日、運営・維持管理業務期間は令和16年1月1日からのため、令和16年1～3月についても改定いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 初回の改定結果を、令和16年1月1日から反映することとします。 入札説明書の該当箇所を修正いたします。

要求水準書(設計建設業務編)に対する質問

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書 (設計建設業務編)	1	第1章	第2節	2	事業名	「松戸市新焼却施設整備・運営事業」と記載がありますが、一方で公告文や入札説明書には「松戸市新焼却施設整備事業」と記載されています。どちらの事業名称が正しいのでしょうか。	「松戸市新焼却施設整備事業」が正です。
2	要求水準書 (設計建設業務編)	1	第1章	第2節	3	対象工事、対象施設及び施設規模等	「(1)旧施設、多目的広場等及び事業用地に隣接する敷地内余熱利用施設解体工事」とありますが、敷地内余熱利用施設には「温水プール・体育室」、「六実高老人福祉センター」に附帯する「合併処理槽」、「消防槽」、「機械室」及び「電気設備」も含まれるという理解でよろしいのでしょうか。	お見込みの通りです。
3	要求水準書 (設計建設業務編)	2	第1章	第2節	6	(1)2)最大降水量	敷地内の雨水排水流量計算に用いる降雨強度は、「最大降水量 58.5mm/h」を使用するものと考えてよろしいのでしょうか。	要求水準書(設計建設業務編)P2に掲載の気象条件は、過去(2000年以降)の船橋気象観測所における最大降水量です。別途、松戸市内水ハザードマップにおいては153mm/hを想定最大規模の降雨強度としておりますので、こちらも含めて検討してください。 なお、雨水流出抑制施設の設計においては松戸市の「宅地開発事業等に係る雨水流出抑制施設設置基準」に従ってください。
4	要求水準書 (設計建設業務編)	2	第1章	第2節	6	(2)地形・地質条件等	(2)地形・地質条件等について、計画地は一部間知石擁壁による造成地となっています。本工事にあたり、一部既存保存としてもよろしいのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。 なお、間知石擁壁に限らず既存保存とする施設・設備等については、要求水準書(運営・維持管理業務編)の第1章第2節3(1頁)に示す対象施設に含まれますので留意願います。
5	要求水準書 (設計建設業務編)	2	第1章	第2節	6	(3)1)都市計画区域	建築確認申請および関連諸条例の申請届出を鑑みて、設計工程や申請工程を立案するため、本事業の都市計画決定の時期をご教示願います。	令和8年8月頃を予定しております。
6	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章	第2節	6	(3)9)建物高さ規制	建物高さ規制について、「海上自衛隊下総航空基地による規制(航空法)、FH45m以下 ただし、下総航空基地の標高29mを基準とする。」とあります。以下2点についてご教示ください。  ①下総航空基地の高さ「標高29m」は「T.P.(東京湾平均海面)+29m」と同義とし、建物高さ規制は「T.P.+74m(T.P.29m+FH45m)以下」と理解してよろしいのでしょうか。  ②本高さ規制は、『実施方針に対する質問への回答No.15』の通り、工事用クレーンも同様の高さ規制を受けるが、下総航空基地と協議の上、必要最小限の高さ・範囲と認められれば使用許可を受けることができると理解してよろしいのでしょうか。	①②について、お見込みの通りです。

7	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章 第2節	6	(4)1)文化財保護法	「搬入口付近の一部が「埋蔵文化財包蔵地」に該当する可能性有」とありますが、事業者による事前調査は特に不要であり、工事中に文化財が発見された際には工事を中断し、対応方法について協議に応じて頂けるという理解でよろしいでしょうか。また、その際に発生する費用や工期についてもご協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
8	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章 第2節	6	(5)5)雨水	「余剰分は雨水流出抑制施設を通し、既存の流末に放流」とありますが、流末の管底高(T.P.+〇〇など高さが明確なもの)が分かる資料がございましたら、ご提示いただけないでしょうか。	閲覧資料14 上大津川図面を提供いたします。
9	要求水準書 (設計建設業務編)	4	第1章 第2節	9	工期	「本体工事に係る造成工事は、令和9年度(2027年度)中の着工とし」との記載がありますが、本体工事には第1章第2節3の(3)~(13)のいずれかの造成工事に着工する理解でよいでしょうか。	工場棟等の整備に係る造成工事(掘削、撤去等)を令和9年度中に着工するものとしてください。
10	要求水準書 (設計建設業務編)	6	第1章 第3節	2	許認可申請	本事業は、都市計画法第29条(開発行為の許可)のただし書き(4)「都市計画事業の施行として行う開発行為は適用除外」に該当するものと理解してよろしいでしょうか。ただし書き(4)の通り、開発行為の手続きは対象外との理解でよろしいでしょうか。	都市計画法第二十九条第一項第三号及び同施行令第二十一条第一項二十二号より、同法に基づく開発行為の手続きは不要となります。 なお、実施設計協議において、同手続きに準じた指導等がなされる可能性はあります。
11	要求水準書 (設計建設業務編)	6	第1章 第3節	2	許認可申請	本事業は、盛土規制法第2条第1項(公共施設用地の適用除外)に該当するものと理解してよろしいでしょうか。省令第1条第2項「国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの」のその他「廃棄物処理施設」に該当するため、盛土規制法の手続きは対象外と考え、上記のご質問をさせていただきます。	お見込みの通りです。
12	要求水準書 (設計建設業務編)	6	第1章 第3節	2	許認可申請	本事業は、貴市の定める「松戸市における宅地開発事業等に関する条例」の手続きは対象外であり、条例が適用されない事業と理解してよろしいでしょうか。都市計画法は第29条ただし書き(4)都市計画事業の施行として行う開発行為であることから適用除外であり、盛土規制法は第2条第1項および省令第1条第2項より国又は地方公共団体等が管理する廃棄物処理施設であることから適用除外と考えられますので、松戸市条例についても対象外と考え、上記のご質問をさせていただきます。	お見込みの通りです。 なお、実施設計協議において、同条例に準じた指導等がなされる可能性はあります。
13	要求水準書 (設計建設業務編)	6	第1章 第3節	5	保険	「しゅん工後の管理運営期間中は、運営事業者により火災保険に加入すること。」とありますが、要求水準書(運営・維持管理業務編)1.3.16 保険にて、建物総合損害共済に加入予定とあり、運営事業者による火災保険への加入は保険内容が重複しますが、必要でしょうか。	運営事業者への求償対応も含め、原案の通り加入を求めます。

14	要求水準書 (設計建設業務編)	8	第1章	第5節	1	使用材料規格	「検査立会を要する機器・材料等については、原則として国内において本市が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること」とありますが、お立会検査に必要な費用を事業者が負担することで海外工場でも検査を実施できるものと理解してよろしいでしょうか。	原案の通りとします。 なお、詳細については、実施設計時に協議します。
----	--------------------	---	-----	-----	---	--------	--	---------------------------------------

15	要求水準書 (設計建設業務編)	17	第1章	第7節	5	表1-2 性能保証項目 16 炉室内温度	性能保証項目番号16の炉室内温度について、「試験時の外気温で設定(35℃程度)において40℃以下」とありますが、ごみ処理施設整備の計画・設計要領(2017改訂版) p474において、炉室の換気計画は「一般に外気温32℃前後、排気温との温度差を10℃前後に設定する例が多い」と記載があります。 ご指定の外気温「+5℃程度」とした場合、上記に示す「+10℃前後」にて設計する場合に比べ、換気設備容量の増大と換気設備消費電力の増大が懸念されます。「循環型のまちづくりに寄与する施設」の実現のため、省エネの観点から外気温との温度差を「+10℃」とすることをお認めいただけないでしょうか。 また、性能保証項目番号18機械関係諸室内温度及び19発電機室温度も同様に外気温との温度差を「+10℃」とすることをお認めいただけないでしょうか。	性能保証項目番号16については、保証値を45℃以下に修正します。 なお、性能保証項目番号18及び19については、原案の通りとします。
16	要求水準書 (設計建設業務編)	22	第1章	第9節	8	その他	閲覧資料2において、既存仮設建物(指定廃棄物保管所)の形式として、ボックスカルバートに加え土で全覆いする計画が示されていますが、事業者提案と理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
17	要求水準書 (設計建設業務編)	22	第1章	第9節	8	(3)既存仮設建物(指定廃棄物保管所)の移設に係る配置設計	「移設に係る配置設計」とありますが、指定廃棄物保管所の建設、既存仮設建物の解体、指定廃棄物の移設及び新保管所が完成するまでの仮設保管所の設置は、事業者が行う業務の範囲外との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
18	要求水準書 (設計建設業務編)	22	第1章	第9節	8	(3)既存仮設建物(指定廃棄物保管所)の移設に係る配置設計	上記に示す指定廃棄物保管所の建設、既設仮設建物の解体等が事業者の業務範囲内の場合、指定廃棄物を敷地内にて一時的に移設・保管する際の移設方法や仮保管所の構造、条件にご指定がございましたらご教示ください。また、指定廃棄物の敷地内での一時的な移設にあたって、特別な申請や届出等は不要である、という理解でよろしいでしょうか。	「要求水準書(設計建設業務編)に対する質問No.17をご確認ください。
19	要求水準書 (設計建設業務編)	22	第1章	第9節	8	(3)既存仮設建物(指定廃棄物保管所)の移設に係る配置設計	上記に示す指定廃棄物保管所の建設、既設仮設建物の解体等が事業者の業務範囲外の場合、これらの工事開始時期、期間等については、事業者の工事計画に合わせてご協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。工事開始時期を想定されているようであればご教示ください。	お見込みの通りです。 現時点では工事開始時期の想定はございません。
20	要求水準書 (設計建設業務編)	22	第1章	第9節	8	(3)既存仮設建物(指定廃棄物保管所)の移設に係る配置設計	「(3)既存仮設建物(指定廃棄物保管所)の移設に係る配置設計」に関して、閲覧資料2「指定廃棄物保管用建物イメージ(移設後)の通り、フレコンバックに入った灰のみを收容する想定でよろしいでしょうか。 既存仮設建物の周辺にあるように、コンクリート製ボックスの中にフレコンバック入りの灰を收容した上で保管することを想定されている場合、構造荷重に加味する必要があるため、ご教示いただきますようお願いいたします。	お見込みの通りです。

21	要求水準書 (設計建設業務編)	22	第1章	第9節	8	(3)既存仮設建物 (指定廃棄物保 管所)の移設に 係る配置設計	既存仮設建物の周辺に保管されているコンクリート製ボックスとボックス内の内容物は、既存仮設建物の附属品であると理解してよろしいでしょうか。その場合、コンクリート製ボックスの撤去は既存仮設建物解体工事に含まれ、ボックス内の内容物は既存仮設建物内の指定廃棄物と同様に扱うとの理解でよろしいでしょうか。既存仮設建物ではなく旧施設の附属品である場合は、コンクリート製ブロックの数量及び重量をご教示ください。	お見込みの通りです。
22	要求水準書 (設計建設業務編)	30	第1章	第11節	7	(1)残存工作物等	解体を予定している既設工場棟は、ごみピット等の施工時には仮設山留壁を設置していたと想定されますが、工事完成時には撤去されており残置されていないとの認識でよろしいでしょうか。残置されている場合は、その詳細をご開示いただけないでしょうか。残置されているか不明であり、解体工事時に残置されていることが判明した場合は、「予期せぬ大規模な工作物」として扱い、その撤去費用及び工期について別途協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	仮設山留は残置として工期及び撤去費用を想定してください。なお、仮設山留が撤去済の場合には契約金額の減額について協議を行うため、仮設山留撤去工事費に係る入札金額内訳の根拠資料(数量・単価)を入札図書として提出してください。
23	要求水準書 (設計建設業務編)	30	第1章	第11節	7	(1)残存工作物等	撤去工事費の積算を適切におこなうため、建設用地内に現存するテニスコートや公衆便所や緑生ブロック擁壁等を含め、多目的広場の構造物に関する図面がございましたらご提示いただけないでしょうか。	閲覧資料10に多目的広場を追加いたします。ただし、多目的広場全域の図面は存在しないほか、テニスコートは増設されており増設後の図面は存在しません。
24	要求水準書 (設計建設業務編)	30	第1章	第11節	7	(2)地中障害物	(2)「地中障害物において、地中障害物は1,000m <sup>3</sup> を想定し」とありますが、頂いている旧施設図面から事業者にて想定し、万が一その資料から読み取れない地中障害物が出てきた場合には、工期・費用面に関して別途協議頂けると理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。なお、想定を下回る量であった場合には契約金額の減額について協議を行うため、地中障害物撤去工事費に係る入札金額内訳の根拠資料(数量・単価)を入札図書として提出してください。
25	要求水準書 (設計建設業務編)	30	第1章	第11節	7	(2)地中障害物	「地中障害物量は1000m <sup>3</sup> を想定し、設計建設事業者の負担において適切に処分すること」とありますが、処分費用の積算を適切におこなうため、コンクリートガラが何割、鉄筋鉄骨の金属類が何割、木杭や木ガラなどが何割など、具体的な想定がございましたらご教示いただけないでしょうか。	すべてを管理型最終処分場で処分する必要がある産業廃棄物として見込んでください。
26	要求水準書 (設計建設業務編)	30	第1章	第11節	7	(2)地中障害物	「地中障害物量は1,000m <sup>3</sup> を想定し」とありますが、地中障害物の想定される残置深度をご教示ください。	添付資料6における盛土層内に存在するものと想定してください。

27	要求水準書 (設計建設業務編)	30, 31	第1章	第11節	7	(3)建設発生土の処分	「2)残土については、できる限り発生しないように計画するものとし、場外処分する場合には、本市と十分に協議を行い、本市の指示に従うこと。」とあり、また、「4)残土の運搬にあたっては、発生土をまき散らさないよう荷台をシートで覆う等、適切な措置を講じること。また、この処分及び運搬に係る費用は設計建設事業者の負担とする。」とあります。場外残土処分が発生する場合は、指定処分と理解してよろしいでしょうか。指定処分の場合、その処分費用及び処分地(運搬距離)をご教示ください。	指定処分ではなく、事業者より提案された処分場所に対して、本市と協議を行い、最終的に本市が指示させていただきます。
28	要求水準書 (設計建設業務編)	31	第1章	第1節	7	(9)仮設物	「3)本市及び本市が委託する監理業者用現場事務所(各70㎡程度)を早期に設けること」と記載がありますが、什器や備品数量の算出の為、各事務所の想定利用人数をご提示いただけないでしょうか。	6~7名程度の利用を想定してください。
29	要求水準書 (設計建設業務編)	31	第1章	第11節	7	(13)工事に伴う環境調査	(13)工事に伴う環境調査において、「工事上の騒音・振動・粉じん・地下水の周辺への影響を正確に把握するため、騒音・振動・粉じん及び地下水等の環境モニタリング等調査を行うこと。」と記載がありますが、地下水のモニタリングについて、既存の水位観測井戸を調査地点として使用することは可能でしょうか。	環境影響評価における地下水観測井戸は、環境影響評価事後調査において事業期間中も調査を実施する地点としておりますので、使用は不可とします。 なお、閲覧資料11に土壤汚染調査報告書[別冊]を追加し、P6に観測井の模式図を示します。事業者において地下水モニタリングに使用可能と判断する場合は、使用を許可します。
30	要求水準書 (設計建設業務編)	40	第2章	第1節	6	災害対策の拠点となる施設	(2)において、「建設用地は、松戸市やきシティマップにおいて、一部が内水ハザードの浸水深0.5m未満に該当する」と記載ありますが、最大浸水深さは、現状地盤(標高18.3m)+0.5m=標高18.8mと理解してよろしいでしょうか。	閲覧資料16 新焼却施設敷地求積図にて標高データを提供いたします。こちらと照らして確認してください。
31	要求水準書 (設計建設業務編)	40	第2章	第1節	6	災害対策の拠点となる施設	災害対策の貯留槽容量について、「本施設は、給水、薬剤、燃料等の補給、又は副生成物の搬出ができなくても、1週間程度の運転(基準ごみ質時3炉運転)が継続できるように、貯留槽等の容量を確保するものとする。なお、各貯留槽(給水、薬剤、燃料)等は残量がない状態を想定すること。」とあります。「残量がない状態」とは「各貯留槽の貯留量が少ない補給直前の状態」を示しており、そのような場合においても1週間程度の運転ができる用役を常時確保することを意図しているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 以下のとおり修正します。なお、各貯留槽等の補給直前又は搬出直前の状態については、実施設計時に協議します。 「本施設は、給水、薬剤、燃料等の補給、又は副生成物の搬出ができなくても、1週間程度の運転(基準ごみ質時3炉運転)が継続できるように、貯留槽等の容量を確保するものとする。なお、各貯留槽等は補給直前又は搬出直前の状態を想定すること。」
32	要求水準書 (設計建設業務編)	40	第2章	第1節	6	災害対策の拠点となる施設	「本施設は・・・周辺住民の避難場所として提供すること」とありますが、避難場所として想定している最大受入れ人数がございましたらご教示ください。	事業者の提案に委ねます。
33	要求水準書 (設計建設業務編)	40	第2章	第1節	6	災害対策の拠点となる施設	「防災備蓄品は本市にて準備する」とありますが、防災備蓄庫の必要面積をご教示ください。	事業者の提案に委ねます。

34	要求水準書 (設計建設業務編)	41	第2章	第2節	1	施設配置	(1)において、「搬入出車両及び見学者等の一般車両は、旧施設と同様の場所から入退場するものとする。」と記載ありますが、事前に関係諸官庁へ確認することを前提として、既存出入口の拡張や新規出入口の設置をご提案することは可能でしょうか。	左記の提案を可とします。
35	要求水準書 (設計建設業務編)	41	第2章	第2節	1	施設配置	「搬入出車両及び見学者等の一般車両は、旧施設と同様の場所から入退場するものとする。」とありますが、多目的広場への入退場の位置に指定があれば、ご提示ください。 また、多目的広場の入退場と見学者等の一般車両の出入口と駐車場を兼用することは可能でしょうか。	前段について、指定はございません。ただし、道路管理者等の関係部局の許可等が必要な位置については、当該許可等を得られることを前提とします。 後段について、可能としますが車両動線と歩行者動線の錯綜は原則認めないことに留意してください。
36	要求水準書 (設計建設業務編)	41	第2章	第2節	1	施設配置	建設予定地外周道路のうち、大型車両(大型バス含む)の進入が禁止されている道路をご教示ください。	進入禁止道路はございません。
37	要求水準書 (設計建設業務編)	41	第2章	第2節	1	施設配置	「仮置場から運搬されてくる処理前の災害廃棄物(可燃物)を仮置きするスペース(約200m <sup>2</sup> )を設置すること」とあります。また、55頁第3章第2節4投入扉において「1門以上は災害廃棄物の投入に配慮し、10tダンプ車で投入が可能な高さとする」とあります。  つきましては、以下の点についてご教示ください。  ①仮置場から災害廃棄物を運搬する車両のうち、10tダンプ車等の大型車両は、場内の仮置きスペースを経由せず、直接プラットホームの投入扉へ投入するという理解でよろしいでしょうか。  ②①の場合、場内の仮置きスペースへ災害廃棄物を運搬する車両の想定諸元(車種、積載量等)をご教示ください。	①經由することも想定してください。 ②三菱2PG-FV70GZ 長さ1,147cm×幅249cm×高さ324cmと同等程度の車両を想定してください。
38	要求水準書 (設計建設業務編)	41	第2章	第2節	1	施設配置	「建設用地の東約2～3kmの地点に海上自衛隊下総航空基地があり、～FH45mの制限があるため留意すること。」とあります。 海上自衛隊下総航空基地による規制に関して、入札提案書類提出前に、個別に先方へ具体的な打合せ(工事施工条件など)に伺うことは可能でしょうか。高さ規制の許可条件によっては、工事工程及び工事費用に大きく影響を及ぼすため、可能であれば事前に確認させていただきたいと考えます。	必要最低限の回数、内容であれば可とします。 なお、本事業の正式着事後において、本市及び工事監理者等との協議の結果、入札時点で確認・想定した内容が変更となる可能性がある点に留意してください。
39	要求水準書 (設計建設業務編)	41	第2章	第2節	2	配置動線	(4)において、「計量待ち車両による渋滞を発生させないよう、建設用地入口から計量棟までの待機長は・・・1時間当たり最大90台以上を確保すること。」と記載がありますが、90台分の車両待機長を設けるのではなく、1時間に90台の搬入に対処可能な計画を提案すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 以下のとおり修正します。 「(4)計量待ち車両による渋滞を発生させないよう、1時間に90台の搬入に対応可能な計画とすること。」

40	要求水準書 (設計建設業務編)	41	第2章	第2節	2	配置動線	(7)で見学者は月最大1,200人とされていますが、想定されている年間入場者数もご指定いただけないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
41	要求水準書 (設計建設業務編)	41	第2章	第2節	2	配置動線	「搬入車両や洗車車両が集中した場合でも車両の通行に支障のない配置動線計画を立案すること」とありますが、適切な配置動線計画のために、想定される1日あたりの平均洗車台数、もしくは和名ヶ谷クリーンセンターや中継施設における、一日あたりの洗車台数の実績値をご提示いただけないでしょうか。	1日あたり平均50台程度を想定してください。
42	要求水準書 (設計建設業務編)	42	第2章	第3節	1	(1)受付日・受付時間	受付日について、「※3:5回/年程度はこれらの期間外においても受付が発生する。」とありますが、本対応が必要になる日付、受付時間およびどのような場合に発生するのかについてご教示ください。	大型連休(ゴールデンウィーク、年末年始等)の前後において、受付時間を早める又は延長するといった対応を想定しております。
43	要求水準書 (設計建設業務編)	42	第1章	第3節	1	(1)受付日・受付時間	「※2:本市直営等の本市関連車両は16:30以降に搬入する可能性があり、その場合でも計量の必要がある。」とありますが、表2-2 計算方法及び計量回数において、本市直営及び委託収集車両の計量方法は「ICカード等を使用し、窓口での受付手続きを不要とする。」とあることから、16:30以降の貴市関連車両の計量対応を無人化させていただくことは可能でしょうか。	お見込みの通りです。
44	要求水準書 (設計建設業務編)	42	第2章	第3節	1	(2)計量方法及び計量回数	収集運搬の搬入の場合の計量回数につきまして「1回または2回」と記載がございますが、1回に該当する車両および2回に該当する車両をそれぞれご教示ください。	1回計量は可燃ごみの委託車両132台/日及びその他のプラスチックなどのごみの車両は40台/日とし、それ以外は2回計量としてください。
45	要求水準書 (設計建設業務編)	43	第2章	第3節	2	搬入出車両	以下の車両諸元(全幅×全長×全高、最小回転半径、ホイールベース長等)またはメーカー及び型式等がわかる資料をご教示願います。  <搬入車両> ・ダンプトラック(10t)等 ・アームロール車(大型車)	次の車両と同等程度を想定してください。 なお、「アームロール車」を「脱着装置付きコンテナ車」に修正します。 ・ダンプトラック(10t)等:三菱2PG-FV70GZ 長さ1,147cm×幅249cm×高さ324cm ・脱着装置付きコンテナ車(大型車):いすゞ2KG-CXM60CT 長さ747cm×幅249cm×高さ298cm
46	要求水準書 (設計建設業務編)	43	第2章	第3節	2	表2-3 搬入出車両(参考:現工場への搬出入車両)	可燃ごみ(直営・委託・許可業者)の搬入車両台数について、229台/日程度と記載がございます。一方で、閲覧資料6にてご提供いただいた令和4年度~6年度までの可燃ごみの台数の平均台数は180台/日、最大台数は346台/日でした。229台/日程度の根拠となるデータをお示しいただけないでしょうか。	平成30年度の旧施設及び現施設の日平均台数を使用しております。 旧施設:20,010台/年÷搬入日数289日÷69台/日 現施設:47,428台/年÷搬入日数298日÷160台/日 合計:229台/日
47	要求水準書 (設計建設業務編)	43	第2章	第3節	2	表2-3 搬入出車両(参考:現工場への搬出入車両)	可燃ごみ(中継施設から移送)の搬入車両の車種、アームロール車(大型車)について、配置動線計画に使用するため、車両寸法(L×W×H、ホイールベース、最小回転半径、等)をご提示いただけないでしょうか。	「要求水準書(設計建設業務編)に対する質問No.45記載の脱着装置付きコンテナ車をご確認ください。

48	要求水準書 (設計建設業務編)	43	第2章	第3節	2	表2-3 搬入出車 両(参考:現工場 への搬出入車 両)	可燃ごみ(中継施設から移送)の搬入車両台数について、「台数未定」とございますが、本台数については閲覧資料6にてご提供いただいたごみ中継施設の計量履歴における「搬出」の台数程度が新施設に搬入されると想定してよろしいでしょうか。本資料に記載されている台数から、増減する可能性があればご教示ください。	現在検討中のため、台数未定としており、増減の可能性はございます。検討に必要であればお見込みの台数としてください。
49	要求水準書 (設計建設業務編)	43	第2章	第3節	2	表2-3 搬入出車 両(参考:現工場 への搬出入車 両)	自己搬入(家庭系・事業系)の搬入車両台数について、16台/日程度と記載がございます。一方で、閲覧資料6にてご提供いただいた和名ヶ谷クリーンセンターの令和4年度～6年度までの市民台数の平均台数は3台/日、また最大台数は20台/日でした。16台/日程度の根拠となるデータをお示しいただけないでしょうか。	平成30年度の旧施設及び現施設の日平均台数を使用しております。 旧施設:1,530台/年÷搬入日数289日÷9台/日 現施設:2,037台/年÷搬入日数298日÷7台/日 合計:16台/日
50	要求水準書 (設計建設業務編)	43	第2章	第3節	2	表2-3 搬入出車 両(参考:現工場 への搬出入車 両)	自己搬入(家庭系・事業系)の搬入車両台数には、小動物を搬入する車両も含まれると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
51	要求水準書 (設計建設業務編)	43	第2章	第3節	2	表2-3 搬入出車 両(参考:現工場 への搬出入車 両)	不燃ごみ・粗大ごみからの破碎残さの搬入車両の車種、アームロール車(大型車)について、配置動線計画に使用するため、車両寸法(L×W×H、ホイールベース、最小回転半径、等)をご提示いただけないでしょうか。	「要求水準書(設計建設業務編)に対する質問No.45記載の脱着装置付きコンテナ車をご確認ください。
52	要求水準書 (設計建設業務編)	43	第2章	第3節	2	表2-3 搬入出車 両(参考:現工場 への搬出入車 両)	災害廃棄物運搬車両の車種、ダンプトラック(10t)等について、配置動線計画に使用するため、車両寸法(L×W×H、ホイールベース、最小回転半径、等)をご提示いただけないでしょうか。	「要求水準書(設計建設業務編)に対する質問No.45記載のダンプトラック(10t)等をご確認ください。
53	要求水準書 (設計建設業務編)	43	第2章	第3節	2	表2-3 搬入出車 両(参考:現工場 への搬出入車 両)	焼却残さ搬出車両の車種、天蓋付ダンプトラック(10t)について、配置動線計画に使用するため、車両寸法(L×W×H、ホイールベース、最小回転半径、等)をご提示いただけないでしょうか。	「要求水準書(設計建設業務編)に対する質問No.45記載のダンプトラック(10t)等をご確認ください。
54	要求水準書 (設計建設業務編)	43	第2章	第3節	2	表2-3 搬入出車 両(参考:現工場 への搬出入車 両)	指定廃棄物保管所から、指定廃棄物を搬出する車両の車両寸法(L×W×H、ホイールベース、最小回転半径、等)をご提示いただけないでしょうか。	指定廃棄物の具体的な搬出計画はございませんが、次の車両と同等程度を想定してください。 ・ウイング車(大型車):日野2DG-FR1AHG 長さ1194cm×幅249cm×高さ378cm
55	要求水準書 (設計建設業務編)	44	第2章	第4節	1	処理能力・計画 ごみ質	「※災害廃棄物量は計画ごみ量の10%の9,822t/年を見込むが、上記計画ごみ量には計上しない。」とあります。運営業務費用(用役費、維持管理費等)の積算に当たっては計画ごみ量「98,229t/年」で算出し、災害廃棄物は含めないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 なお、災害廃棄物の処理については、要求水準書(運営・維持管理業務編)第1章第3節13(5頁)に示すとおり、処理に係る費用は変動費にて支払います。
56	要求水準書 (設計建設業務編)	45	第2章	第4節	5	主要設備方式 灰出し設備	「飛灰:未処理・薬剤処理のいずれの搬出が可能な構造」とありますが、薬剤処理せず加湿のみ行うという理解でよろしいでしょうか。また飛灰搬出車両の車両諸元(全幅×全長×全高、最小回転半径、ホイールベース長等)をご教示願います。	未処理の場合は粉粒体運搬車で乾灰を搬出可能なシステムとしてください。 飛灰(薬剤処理)搬出車両の車両諸元については、「要求水準書(設計建設業務編)に対する質問No.45等」をご確認ください。

57	要求水準書 (設計建設業務編)	46	第2章	第4節	8	(2)排水基準	「旧施設の排水自主規制値、下水道排除基準を遵守すること」とありますが、旧施設の排水基準値が適用されるのはプラント排水であり、生活排水は下水道排除基準および松戸市下水道条例第11条にある排除基準が適用されると理解してよろしいでしょうか。 また、15頁第1章第7節表1-2において、排水の保証値は「下水道法施工例第9条の4及び松戸市下水道条例第11条にある排除基準」とありますが、性能保証項目も本項目の基準が適用されると理解してよろしいでしょうか。	プラント排水及び生活排水含めて、排水基準値及び保証値は、下水道法施行令第9条の4及び松戸市下水道条例第9～11条にある排除基準に修正します。
58	要求水準書 (設計建設業務編)	54	第3章	第2節	2	(5) 特記事項	(5)特記事項 2)において「プラットホームに面する鋼製建具は耐候性塗料塗仕上又はステンレス製とすること」と記載がありますが、一方で134頁の k)には「プラットホームに面する建具は、ステンレス製とすること」と記載されています。 前者を正と考えてよろしいでしょうか。	以下のとおり修正します。 「プラットホーム外部に面する鋼製建具は耐候性塗料塗仕上又はステンレス製とすること。」
59	要求水準書 (設計建設業務編)	55	第3章	第2節	4	(4)特記事項	小型動物の持ち込みについて、貴市ホームページ ( <a href="https://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/gomi_shinyou/shisetsu_syoukai/wanacle/wanagaya_moticomi.html">https://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/gomi_shinyou/shisetsu_syoukai/wanacle/wanagaya_moticomi.html</a> ) に動物死体処理申請書および身分証明書が必要との記載があります。  和名ヶ谷クリーンセンターにおける以下の点をご教示ください。  ①受付場所（入口計量棟で受付を行うのか、または別の場所か）  ②計量の有無  ③保管方法（冷凍庫保管等）	①計量棟で行っています。 ②計量はしていません。 ③冷凍庫等に保管していません。持込された動物死体を計量棟で受け取り、一時的に木箱等に入れて、市民が帰った後にダンピングからごみピットへ搬入しております。
60	要求水準書 (設計建設業務編)	55	第3章	第2節	4	(4)特記事項	「10) 小型動物用投入口を設けること。」とありますが、投入扉の近傍に専用投入口を設置することを指定するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
61	要求水準書 (設計建設業務編)	55	第3章	第2節	4	(4)特記事項	特記事項に「小型動物用投入口を設けること」とありますが、投入する小型動物の想定サイズをご教示ください。	幅150cm・高さ70cmを想定してください。 なお、詳細は実施設計にて協議します。
62	要求水準書 (設計建設業務編)	56	第3章	第2節	6	(3)1)容量	「有効容量はごみピット底面からごみ投入扉のシュート下部までとする。」とありますが、計画ごみ質を踏まえたうえでごみの圧密を考慮し、施設を円滑に運用し、焼却炉の計画停止時においても確実にごみを貯留可能な容量とすることを前提に、有効容量算出の基準レベルを、投入扉下面の水平線以下とする提案をお認めいただけないでしょうか。	以下のとおり修正します。 「有効容量はごみ投入扉下面の水平線以下とする。」

63	要求水準書 (設計建設業務編)	56	第3章	第2節	6	(3)2)単位体積重量	応募者の運営実績も踏まえた最適な容量を提案するため、ごみの単位体積重量は応募者提案とすることをお認めいただけないでしょうか。	以下のとおり修正します。 単位体積重量 0.3t/m3 (ごみピット容量算定用)
64	要求水準書 (設計建設業務編)	56	第3章	第2節	6	(4)特記事項	底盤の排水勾配は1/50以上とありますが、適切に排水されることを条件に1/50未満の排水勾配を提案することは可能でしょうか。	原案の通りとします。
65	要求水準書 (設計建設業務編)	58	第3章	第2節	8	自動窓拭き装置	洗浄ユニット、ポンプユニット、制御盤等により構成されるタイプではなく、実績と信頼性が高い窓ガラス面に親水性コーティングを施し、水噴霧を行うことで操作窓等の視認性を維持する提案をお認めいただけないでしょうか。	自動窓拭き装置の形式や主要項目に定めは無く、(3)特記事項を満足することを前提に、事業者の提案に委ねます。 なお、詳細は実施設計にて協議します。
66	要求水準書 (設計建設業務編)	60	第3章	第2節	12	薬液噴霧装置	「ごみピット、プラットホームに防臭・防虫剤噴霧を行う」とありますが、プラットホーム内にいる人への人体への影響を考慮し防虫剤はごみピットのみ、費用対効果を考慮し防臭剤はプラットホームにのみそれぞれ噴霧することをご提案してよろしいでしょうか。	左記の提案を可としますが、可搬式等によりプラットホーム内での防虫対策は別途対応してください。
67	要求水準書 (設計建設業務編)	62	第3章	第3節	4	炉駆動用油圧装置	「数量 3基 (1炉1基)」また「油圧ポンプ (1ユニット分につき) 数量 4基」と記載がありますが、油圧ポンプの数量は合計12基と読み取れます。過剰と考えられますので数量は以下の考え方でよろしいでしょうか。  「油圧ポンプ (1ユニット分につき) 数量 2基」で「数量 3ユニット (1炉1基)」	予備として共通油圧ポンプ1基の趣旨のため、以下のとおり修正します。 (2)数量 3ユニット (1炉1ユニット) (4)主要項目 1)油圧ポンプ ①数量 4基 (1基予備)
68	要求水準書 (設計建設業務編)	62	第3章	第3節	4	(2)数量	「数量 3基 (1炉1基)」とありますが、油圧タンクは3炉で兼用とし、ポンプも共通予備とすることで、冗長性を確保したうえで省スペース化を図る提案をお認めいただけないでしょうか。 他工場において多くの採用実績がありますのでご検討お願いいたします。	「要求水準書 (設計建設業務編) に対する質問No.67をご確認ください。
69	要求水準書 (設計建設業務編)	67	第3章	第4節	2	ボイラ鉄骨・落下灰ホッパー	「本鉄骨構造計算は建築鉄骨が荷重を負担しない場合は、運転荷重で=0.3とする。」について、「=0.3」は「水平震度=0.3」という理解でよろしいでしょうか。	以下のとおり修正します。 4)・・・本鉄骨構造計算は建築鉄骨が荷重を負担しない場合は、運転荷重で設計水平震度 $C_0=0.3$ とする。・・・
70	要求水準書 (設計建設業務編)	70	第3章	第4節	9	(1)2) ①注入量制御	注入量制御は【遠隔手動、現場手動】とありますが、代表企業は清缶剤、脱酸剤の注入濃度を固定して運用する設計思想であり実績も多数あります。日常的に濃度を変化させることは行わないため、注入量制御は現場手動のみとすることをお認めいただけないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
71	要求水準書 (設計建設業務編)	71	第3章	第4節	10	(2)2)数量	「給水用[]組(1基/炉)」とありますが、給水は脱気器から送水され、3炉とも同じラインからサンプリングすることになるため、1基/3炉とすることをお認めいただけないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。

72	要求水準書 (設計建設業務編)	74	第3章	第4節	15	(5)特記事項	「1日あたりの純水製造量は、ボイラ1基分に対して24時間以内に満水保缶できる能力とすること」とありますが、過熱器を窒素保缶する場合、純水製造量に過熱器の容量を含まないことをお認めいただけないでしょうか。	窒素保缶設備の異常時等の対応を別途講じる場合に限り、左記の提案を認めます。
73	要求水準書 (設計建設業務編)	77	第3章	第5節	1	(5)特記事項	「ろ布の交換作業時に発じんの発生が極力少なく、容易に行えるよう、必要な作業スペース、保守用ホイス、治具等を装備すること。」とありますが、ろ布交換作業を手動で行える構造とすることを条件に、保守用ホイス、治具等の要否は応募者提案とさせていただきますでしょうか。	原案の通りとします。
74	要求水準書 (設計建設業務編)	77	第3章	第5節	2	HCl, SOx 除去設備	HCl, SOx除去設備について、本施設におけるHClおよびSOxの入口濃度の参考にするため、和名ヶ谷クリーンセンターにおいてボイラ出口からバグフィルタ入口の間にて排ガスに関する測定(HCl濃度、SOx濃度および排ガス基礎測定)を実施されていれば、これらの測定結果および測定時のごみ処理量をご提示いただけないでしょうか。	閲覧資料8に追加いたします。
75	要求水準書 (設計建設業務編)	79	第3章	第5節	3	(4)特記事項	「薬剤貯留槽その他のガス抜きは、直接大気に放出しないこと。」とありますが、本仕様は還元剤にアンモニアを使用する想定であると考えます。還元剤に揮発性が低く安全性の高い尿素水を使用する場合は、貯槽エア抜きは大気放出することをお認めいただけないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
76	要求水準書 (設計建設業務編)	79	第3章	第5節	3	(4)特記事項	「薬剤貯留槽、供給装置等は専用の室に設置し、漏えいした場合の警報を、中央制御室及び現場(専用室外)に表示すること。」とありますが、本仕様は還元剤にアンモニアを使用する想定であると考えます。還元剤に揮発性が低く安全性の高い尿素水を使用する場合は、専用室へ配置せず他室と兼用することをお認めいただけないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
77	要求水準書 (設計建設業務編)	83	第3章	第6節	4	熱利用設備(新たな余熱利用設備用)	機器の仕様を決定するために、戻り温度をご教示願います。	事業者の提案に委ねます。

78	要求水準書 (設計建設業務編)	83	第3章	第6節	4	熱利用設備(新たな余熱利用施設用)	<p>新たな余熱利用施設に供給する熱量について、「現施設のエネルギー供給状況を設計緒元として見込むこと」とありますが、熱利用設備及び供給配管の設計に必要なため、現施設の以下のデータをご提示いただけないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●熱供給(供給熱量、供給圧力、供給温度、戻り温度)に関するトレンドデータ(1時間あたり)1年分</li> <li>●現施設の熱交換器、循環ポンプ等、余熱利用施設に関する設計仕様書</li> <li>●熱供給配管(往・還)の材質</li> <li>●温水循環水量</li> <li>●取り合い配管口径</li> </ul> <p>熱供給に関する現施設のトレンドデータのご提示が難しい場合は、現施設の熱利用設備における以下の項目についてご教示いただけないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●定格(最大)供給熱量(GJ/h)および常用供給熱量(GJ/h)</li> <li>●最大供給温度および常用供給温度</li> <li>●最大戻り温度および常用戻り温度</li> <li>●温水供給圧力(MPa)</li> </ul>	<p>現施設の仕様は、下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●熱交換量約8.8GJ/h(2,100,000kcal/h)</li> <li>●設計値 供給温度95℃ 戻り温度75℃</li> <li>●循環ポンプ 吐出量115m<sup>3</sup>/h、揚程37m</li> </ul>
79	要求水準書 (設計建設業務編)	83	第3章	第6節	4	熱利用設備(新たな余熱利用施設用)	<p>電気設備の設計において、供給電力としては、ご提示いただいている供給電力量より算出した以下の184kWを見込めばよろしいでしょうか。 4,400kWh/日÷24時間/日=184kW</p>	12時間/日として検討してください。
80	要求水準書 (設計建設業務編)	86	第3章	第7節	7	(3)2)材質	<p>「材質 耐硫酸露点腐食鋼相当」とありますが、硫酸露点腐食の原因となる硫黄分が極めて低濃度であるろ過式集じん器以降の材質は応募者提案とすることをお認めいただけないでしょうか。</p>	原案の通りとします。
81	要求水準書 (設計建設業務編)	86	第3章	第7節	7	(5)特記事項	<p>「伸縮継手はインナーガイド付きとし」とありますが、脱塩・ろ過後の煙道における伸縮継手については洞によるベローズの破損が懸念される場所を除き、インナーガイドなしとすることをお認めいただけないでしょうか。</p>	実施設計協議において、インナーガイド無しで問題ないと本市が判断した場合に限り、左記の提案を認めるものとします。
82	要求水準書 (設計建設業務編)	87	第3章	第7節	8	白煙防止装置	<p>仕様決定に必要であり、条件統一の観点から、白煙防止条件(気温、相対湿度)をご教示願います。</p>	(仮称)松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書を参照の上、環境影響の予測条件を逸脱しない範囲で、事業者の提案に委ねます。
83	要求水準書 (設計建設業務編)	87	第3章	第7節	8	(4)特記事項	<p>「材質は耐食、耐久性に優れたものとし、ダストが付着しにくい構造とすること。なお、ダストの付着が生じた場合でも容易にダスト除去が可能な構造とすること」とありますが、本ラインの流体を空気とする場合はダストが発生しないため、本項目については適用対象外と理解してよろしいでしょうか。</p>	お見込みの通りです。
84	要求水準書 (設計建設業務編)	87	第3章	第7節	9	(3)2)内筒材質	<p>「内筒材質SUS316(頂部ノズルはSUS316L)」とありますが、十分な腐食対策を講じることを条件に、材質は応募者提案とすることをお認めいただけないでしょうか。</p>	原案の通りとします。

85	要求水準書 (設計建設業務編)	88	第3章	第7節	9	(4)特記事項	(4)特記事項 2)において、「煙突頂部まで意匠壁内側に階段を設置すること」との記載がありますが、煙突頂部から3m程度下の踊場まで階段を計画し、最上部はタラップでの計画でよろしいでしょうか。	タラップの使用は認めますが、頂部までの垂直距離は極力短くするように配慮してください。
86	要求水準書 (設計建設業務編)	88	第3章	第7節	9	(4)特記事項	「煙突頂部まで意匠壁内側に階段を設置すること」とありますが、点検作業や昇降時の安全に配慮した構造であることを条件に、頂部3m以内は梯子とすることをお認めいただけないでしょうか。	「要求水準書(設計建設業務編)に対する質問No.85をご確認ください。
87	要求水準書 (設計建設業務編)	90	第3章	第8節	4	(2)数量	灰搬出装置の(2)数量について、「原則として3系列」と記載があり、括弧書きになっていません。一方、(4)特記事項3)において、「灰搬出装置の不具合による運転停止に至らないことを前提に数量等の提案を認める。」とあります。 基本設計図書において、本項目は括弧書きの有無にかかわらず応募者にて提案してよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 以下に修正します。 (2)数量 [            ]
88	要求水準書 (設計建設業務編)	92	第3章	第8節	8	(5)特記事項	「クレーン点検整備のためにバケット置き場と安全通路との往来階段を設けること。」とありますが、点検整備に支障をきたさないことを条件に往来階段の設置の有無は応募者提案とさせていただけないでしょうか。	左記の提案を可としますが、二方向避難が可能としてください。
89	要求水準書 (設計建設業務編)	92	第3章	第8節	8	(5)特記事項	「本クレーンの制御用電気品は専用室に収納し騒音及び発熱に対して十分配慮すること。」とありますが、必要な環境条件を満足することを前提として、灰クレーン操作室と共用とすることを認めていただけないでしょうか。	左記の提案を認めますが、灰クレーン操作室の作業環境に十分に配慮するものとしてください。
90	要求水準書 (設計建設業務編)	92	第3章	第8節	8	(5)特記事項	「バケットは、灰積出場付近に配した倉庫等、長期間保管可能な場所に設けること。」とありますが、本仕様は通常時使用するバケットは対象外であり、予備バケットのみ対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
91	要求水準書 (設計建設業務編)	92	第3章	第8節	8	(5)特記事項	「灰クレーン操作室付近(バケット置場付近等)に手洗、水洗トイレを設けること。」とあります。灰積み出し等、通常の運転時における灰クレーンの運転は自動運転が主となり、灰クレーン操作室に運転員が滞在する時間は短時間に限られると考えます。この場合は、当該施設は不要とする提案をお認めいただけないでしょうか。	灰クレーンの運転が自動運転を主とする場合、左記の提案を認めます。
92	要求水準書 (設計建設業務編)	95	第3章	第8節	15	(1)5)特記事項	「横断面隅角部は、コンクリートの割れが発生せず、クレーンでピット全域をつかむことができ、排水の滞留がなくピット底面を滑らかに排水できる構造とすること」とありますが、混練機における添加水量を適切に調整することで、排水は発生しないと考えます。以上より、水勾配・排水先の設置については応募者提案とさせていただけないでしょうか。	原案の通りとします。

93	要求水準書 (設計建設業務編)	100~ 102	第3章	第10 節	1	(3)ごみ汚水ろ過器 (4)ろ液貯留槽 (5)ろ液移送ポンプ (6)ろ液噴霧ポンプ	ごみピット汚水を系外排出せず適切に処理することを前提に、ごみピット汚水の処理方法ならびに本機器を含む炉内水噴霧設備の設置有無は応募者提案とさせていただきます。	原案の通りとします。
94	要求水準書 (設計建設業務編)	104	第3章	第11 節	2	構内引込設備	入札公告前にいただいた、【250822質問回答No. 57およびNo. 58】において、東京電力パワーグリッド(株)既存鉄塔から66kV1回線を分岐して地中埋設で引込む旨、回答いただいておりますが、本入札においても同様の条件と理解してよいでしょうか。 (1) 鉄塔 (2) 開閉装置 (3) その他必要な設備	今後、接続検討手続きにおいて、電気引き込み方法も含めて詳細協議を実施予定です。 閲覧資料9に示す通り、現時点では直近送電線に合わせて架空線による接続と想定してください。
95	要求水準書 (設計建設業務編)	104	第3章	第11 節	2	構内引込設備	電力会社からの電気引き込み方法は架空引込と地中引込のケースが想定されますが、閲覧資料9「事前相談に対する回答書(特別高圧)」において、「直近送電線が架空線の場合は架空線による接続を想定。」と記載がありますので、架空引込で行うという理解でよろしいでしょうか。	「要求水準書(設計建設業務編)に対する質問No. 94をご確認ください。
96	要求水準書 (設計建設業務編)	104	第3章	第11 節	2	構内引込設備	電気引き込みに際し東京電力パワーグリッド(株)の取り扱い既存電力鉄塔は、「金ヶ作線6番」にて計画を進めさせていただくことでよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
97	要求水準書 (設計建設業務編)	104	第3章	第11 節	2	(1)鉄塔	鉄塔については電力会社の所有物であるため、事業者が行う業務の範囲外という理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
98	要求水準書 (設計建設業務編)	112, 113	第3章	第12 節	2	(2)計装監視機能 (3)自動制御機能	第12節計装設備の計装監視機能、自動制御機能として建築関連データの表示・監視・自動制御の項目の記載がありますが、合理的な設計及び使い勝手の観点から建築関連の表示・監視・自動制御は中央制御室に設ける建築設備用の中央監視装置にて行う計画としてもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
99	要求水準書 (設計建設業務編)	115	第3章	第12 節	3	(3)1)カメラ設置 場所	ボイラドラム液面計のカメラケースは空冷とありますが、設置環境上問題なければ防じんケースとするなど応募者にて適切なケースを選定してもよろしいでしょうか。	原案の通りとします。
100	要求水準書 (設計建設業務編)	115	第3章	第12 節	3	(3)1)カメラ設置 場所	市庁舎に設置するモニタについて、光回線の開設工事は事業者所掌で月々の回線接続費用は貴市所掌という理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
101	要求水準書 (設計建設業務編)	123	第3章	第13 節	6	洗車装置	洗車について、1日当たりの洗車台数をご提示願います。	「要求水準書(設計建設業務編)に対する質問No. 41をご確認ください。

102	要求水準書 (設計建設業務編)	129	第4章	第1節	2	(2)駐車場	駐車場の台数について「大型バス用5台、乗用車用20台（うち車椅子用駐車場5台）、運転員分を必要分、多目的広場等で40台」とあります。 貴市職員（公用車）および貴市関係者の来所者用の駐車場は、「乗用車20台（うち車椅子用駐車場5台）」に含まれていると考えてよろしいでしょうか。異なる場合、必要台数をご提示いただきますようお願いいたします。	お見込みの通りです。
103	要求水準書 (設計建設業務編)	129	第4章	第1節	2	(3)構内排水設備	雨水排水の放流先となる上大津川の放流路（放流用のカルバート）に関して、構造図及び構造計算書がございましたら、ご提示ください。	閲覧資料14 上大津川図面を提供いたします。
104	要求水準書 (設計建設業務編)	129	第4章	第1節	2	(3)構内排水設備	「2)余剰雨水は雨水流出抑制施設へ集水し上大津川へ放流すること。」とありますが、工事開始時点からの雨水排水はご指定の3か所から排水できるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
105	要求水準書 (設計建設業務編)	129	第4章	第1節	2	(3)構内排水設備	「2)余剰雨水は雨水流出抑制施設へ集水し上大津川へ放流すること。」とありますが、雨水排水接続点（河川）に接続している既存放流管の管種・管径・勾配・管底高をご教示ください。	閲覧資料3 完成図書（外構）を参考としてください。
106	要求水準書 (設計建設業務編)	129	第4章	第1節	2	(3)構内排水設備	「松戸市の「宅地開発事業に係る雨水流出抑制施設設置基準」に従い、1,450m <sup>3</sup> /haの雨水流出抑制施設を設けること」とありますが、今回の事業敷地外の北東に存在する既存調整池に雨水を事業敷地内から直接流すことは可能でしょうか。	不可とします。
107	要求水準書 (設計建設業務編)	129	第4章	第1節	2	(3)構内排水設備	雨水排出抑制施設につきまして、容量を1450m <sup>3</sup> /haとご提示いただいております。こちらは2頁第1章第2節5 敷地面積「約35800m <sup>2</sup> 」より、以下の計算式で求められるとの理解でよろしいでしょうか。  1450m <sup>3</sup> /ha × (35800/10000) ha = 約5191m <sup>3</sup>	お見込みの通りです。
108	要求水準書 (設計建設業務編)	129 186	第4章	第1節 第7節	2 1	(3)構内排水設備 (2)整地工事内容	「5)松戸市の「宅地開発事業に係る雨水流出抑制施設設置基準」に従い、1,450m <sup>3</sup> /haの雨水流出抑制施設を設けること。」および、「3)雨水排水工 跡地に本施設を整備するに先立ち、当該工事着工までに必要となる仮設の場内雨水排水等について監督員と協議の上、必要最小限の施工を行うこと。」とあります。 工事中の仮設沈砂池等はこの基準には準拠しなくてよいと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

109	要求水準書 (設計建設業務編)	133	第4章	第2節	3	平面計画	(2)平面計画(工場棟)1)共通 ④において、「空気圧縮機室、油圧装置室、送風機室、誘引通風機室等の騒音の発生する設備については、密閉した室に収納し騒音・振動の遮断を配慮すること。」と記載がありますが、一方でP136,7),①「騒音発生機械は、必要に応じて専用の室に収納し、防音対策、防振対策を講じること。」とあります。 P136の記述を正とし、要求水準書に記載の騒音・振動基準値を遵守することを前提として、専用室の可否については事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	以下のとおり修正します。 ④空気圧縮機室、油圧装置室、送風機室、誘引通風機室等の騒音の発生する設備については、必要に応じて専用の室に収納し、防音対策、防振対策を講じること。
110	要求水準書 (設計建設業務編)	133	第4章	第2節	3	(2)1)共通	(2)平面計画(工場棟)1)④において、「空気圧縮機室、油圧装置室、送風機室、誘引通風機室等の騒音の発生する設備については、密閉した室に収納し騒音・振動の遮断を配慮すること。蒸気復水器、蒸気復水器ヤードは吸音施工すること。」とあります。 一方、38頁2.(3)においては、「機械騒音が特に著しい送風機やコンプレッサー等は必要に応じて専用の室に収納するとともに、部屋は防音対策を施すこと。」とあります。 空気圧縮機室、油圧装置室、送風機室、誘引通風機室等の騒音の発生する設備は必要に応じ、専用の室に収納するという理解でよろしいでしょうか。	「要求水準書(設計建設業務編)に対する質問No.109をご確認ください。
111	要求水準書 (設計建設業務編)	133	第4章	第2節	3	(2)2) ②プラットホーム	トップライトの清掃が可能な計画とは、屋外からの(屋根面からの)清掃が可能であることを要求されていると考えてよろしいでしょうか。	屋外から内部も含めて清掃できることを求めています。
112	要求水準書 (設計建設業務編)	137	第4章	第2節	3	(2)10)作業員関係諸室(保守点検業務従事者用)	(2)平面計画(工場棟)10)作業員関係諸室(保守点検業務従事者用)について、対象者は市職員様と理解してよろしいでしょうか。また、具体的な業務内容および想定人員をご教示願います。	運営・維持管理業務において保守点検業務に従事される方を示します。このため、具体的な内容及び想定人員は事業者にて委ねます。
113	要求水準書 (設計建設業務編)	137	第4章	第2節	3	(3)1)大会議室	「室内に倉庫、物品庫を設置すること」とありますが、倉庫、物品庫は、倉庫兼物品庫として計画する提案をお認めいただけないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
114	要求水準書 (設計建設業務編)	138	第4章	第2節	3	(3)3)会議室	「市職員及び運営事業者が利用する会議室として2室以上設けること」とありますが、本会議室は貴市職員および運営事業者にて共用として使用する理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 本市職員及び運営事業者のどちらも使用する会議室として、2室以上の設置を求めています。

115	要求水準書 (設計建設業務編)	138	第4章	第2節	3	(3)6)その他	「市職員事務室、作業員関係諸室は、集約して配置すること。」とあります。作業員関係諸室とは、137頁、第4章第2節3)(2)10)「作業員関係諸室(保守点検業務従事者用)」を示すものと考えてよろしいでしょうか。その場合、作業員関係諸室は保守点検従事者の作業性、プラント諸室との通行性を考慮し、炉室に近く、尚且つ低層階に配置することが合理的と考えます。以上より、市職員事務室と作業員関係諸室の位置関係については、事業者による提案をお認めいただけないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
116	要求水準書 (設計建設業務編)	141	第4章	第2節	5	(1)外部仕上げ	(1)外部仕上げ 6)において、「煙突は防水型複層塗材対候性とする。」と記載がありますが、同等以上の防水性能を有するものとして異なる仕様を採用してもよろしいでしょうか。	本市が実施設計協議において要求水準と同等以上と認められた場合、左記の提案を可とします。
117	要求水準書 (設計建設業務編)	143	第4章	第3節		建築機械設備工事	設計基準や標準仕様書については最新版に準じると記載がありますが、「本入札公告時点の最新版」と解釈してよろしいでしょうか。	実施設計においては、その時点の最新版に準じるものとします。
118	要求水準書 (設計建設業務編)	143	第4章	第3節	1	(1)温度条件	P.143に空気調和設備「外気温度は第1章第2節6(1)気象条件を考慮すること。」と記載がございますが、空調・換気設備の設計に使用する外気条件は「国土交通大臣官房長官官舎設備・環境課監修建築設備設計基準」に記載の「東京」の値を採用してもよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 なお、第1章第2節6(1)の外気条件を踏まえ、炉室内盤等の対策は別途講じてください。
119	要求水準書 (設計建設業務編)	143	第4章	第3節	1	(1)温度条件	空気調和設備を設計する上での外気温度は、立地条件を考慮して国土交通省官房官庁官舎設備監修の建築設備設計基準に記載の値としてよろしいでしょうか。	「要求水準書(設計建設業務編)に対する質問No.118をご確認ください。
120	要求水準書 (設計建設業務編)	146	第4章	第3節	3	(1)基本的事項	「迂回のできない日常動線部分には埋設配管は行わないこと。」と記載がありますが、全体配置計画の合理性及び経済性を考慮し、公共建築工事標準仕様書に準拠した適切な埋設深さ・施工要領をもって直接埋設をご提案してよろしいでしょうか。	原案の通りとします。 なお、運営・維持管理に支障が生じる箇所も同様です。
121	要求水準書 (設計建設業務編)	147	第4章	第3節	3	(4)2)不活性ガス 消火設備	(4)消火設備 2)不活性ガス消火設備 ①において、設置場所は「電気室、油圧駆動装置室、高圧受変電室及びゲート油圧装置室」とありますが、一方で1)①「・・・本市及び所轄消防署と協議のうえ必要設備を設置すること。」とあります。1)①の記述を正と考え、本設備の設置要否については所轄消防との協議結果によると理解してよろしいでしょうか。	不活性ガス消火設備を設けるものとします。
122	要求水準書 (設計建設業務編)	148	第4章	第3節	5	エレベータ設備 工事	エレベータ設備のうちストレッチャー対応型とすべきものは、見学者などの来場者が利用するエレベータのみが対象であり、貴市職員及び事業者が利用するエレベータは対象外と解釈してよろしいでしょうか。	本市職員及び事業者が利用するエレベーターも対象とするとともに、搬出経路も確保してください。

123	要求水準書 (設計建設業務編)	158	第5章	第1節	4	(1)安全管理	「施設内に残留する薬品、水、油等は閲覧資料12に参考として示しており、処分費用は設計建設事業者負担とする。」とありますが、「閲覧資料12旧施設における残留物リスト」に記載の無い品、数量が大きく異なる場合の追加処分費用はご協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
124	要求水準書 (設計建設業務編)	159	第5章	第1節	5	(2)粉じん対策	「敷地境界における総粉じん量の測定を毎日2回行い、ダイオキシン類の飛散の有無を確認すること。」とあります。毎日の総粉じん量測定は、事前調査における公定法総粉じん量測定結果とそれに並行して行うデジタル粉塵計測定値から求めた係数によるデジタル粉塵計測定による評価でよろしいでしょうか。また、ダイオキシン類の自主管理基準の設定も同様でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
125	要求水準書 (設計建設業務編)	159	第5章	第1節	5	(3)水質対策	「また、工事等に伴い発生する汚水は極力外部に排水しない（除染汚水は処理後であっても一切排水せず、廃棄処分すること。）ものとするが、やむを得ない場合は下水道放流とし、下水排除基準を満足すること。」とあります。ここでの汚水は「除染対象物（除染後のものは含まない）」および「汚染廃棄物」に触れた排水との理解でよろしいでしょうか。また、除染排水は処理により排水基準等いかなる基準に適合したとしても産廃処分するという理解でよろしいでしょうか。	ここでの汚水は、洗浄水含めた解体工事に伴い発生する排水を指しています。処理については、「要求水準書（設計建設業務編）に対する質問No.158をご確認ください。
126	要求水準書 (設計建設業務編)	159	第5章	第1節	5	(4)アスベスト (石綿)対策	「解体撤去材料内にアスベストが含まれているか否かの調査を行い、その結果に応じた措置を行うとともに、…」とあります。アスベスト調査の結果により解体工事の内容が大きく異なることが想定されます。工事着手前の事前調査により、要求水準書 添付資料7：ダイオキシン類・アスベスト調査結果報告書に記載された以外のアスベスト含有物が発見された場合の対応費用等については、別途協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	アスベスト調査結果について、添付資料7に追加いたします。また、提示している以外にも含有が想定される建材等については、入札参加者にて必要な工期・費用を想定して全て見込んでください。なお、想定を下回る量であった場合には契約金額の減額について協議を行うため、アスベスト解体工事費に係る入札金額内訳の根拠資料（数量・単価）を入札図書として提出してください。
127	要求水準書 (設計建設業務編)	159	第5章	第1節	5	(5)汚染土壌対策	「本工事においてダイオキシン類及び重金属類について必要な敷地内の土壌汚染調査並びに土壌汚染対策工事を実施し、区域指定を解除すること。」とあります。工事着手前の事前調査により、第7章 土壌汚染対策工事編 第1節 2工事範囲 (3) に想定した以外の汚染土壌が確認された場合の対応費用等については、別途協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 なお、地歴調査をおこなった上で調査区画を選定し、土壌汚染対策法に基づく調査を実施しておりますので、工事着手前の土壌汚染対策法に基づく調査については調査未実施の区画について実施してください。
128	要求水準書 (設計建設業務編)	159	第5章	第1節	5	(6)リフラクト リーセラミック ファイバー (RCF)対策	「RCFの使用が判明した場合、…粉じんが発生する屋内作業場所での発散抑制措置を施し…」とあります。RCFの使用が判明した場合は工事着手前の事前調査をご想定と理解してよろしいでしょうか。工事着手前の事前調査でRCFの使用が判明した場合の対応費用等については、別途協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

129	要求水準書 (設計建設業務編)	159	第5章	第1節	5	(6)リフラクト リーセラミック ファイバー (RCF) 対策	「リフラクトリーセラミックファイバー(RCF)等の使用が判明した場合～設置計画の届出を行うこと」とありますが、使用が判明された場合の対応費用等については、別途協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	「要求水準書（設計建設業務編）に対する質問No.128をご確認ください。
130	要求水準書 (設計建設業務編)	161	第5章	第2節	1	工事範囲	「基礎、杭、地下ピット及び地下躯体を含む建築構造物の解体撤去」とありますが、解体範囲は次のとおりと考え、それ以外は残置してもよいでしょうか。 ・新築工事の建設に支障のある構造物 ・新築工事の建設に支障のない範囲で地表面から深さ2mの範囲 ・余熱利用施設すべて	本市・関係部局との協議を踏まえた承諾が必要となることを前提に、事業者の提案に委ねます。 原則として、有害物質（石綿・PCB等）を含まない安定したコンクリート構造体であり、撤去が困難かつ、存置が地盤の健全性・安定性維持に有効であれば残置の協議をいたします。
131	要求水準書 (設計建設業務編)	161	第5章	第2節	1	(1)1)施設の解体 撤去	(1)工事範囲 1)施設の解体撤去において、「遮水壁を施工する等」とありますが、遮水壁は残置は可能でしょうか。	本市・関係部局との協議を踏まえた承諾が必要となることを前提に、事業者の提案に委ねます。 原則として、有害物質（石綿・PCB等）を含まない安定したコンクリート構造体であり、撤去が困難かつ、存置が地盤の健全性・安定性維持に有効であれば残置の協議をいたします。
132	要求水準書 (設計建設業務編)	161	第5章	第2節	1	(1)1) ④電気・計装設 備	(1)工事範囲 1)施設の解体撤去 ④電気・計装設備 b) 「PCB が含まれている可能性の高い電気設備機器が、万が一発見された場合は機器養生等の処置を行い、本市の指定する場所に搬送すること」と記載がありますが、想定される搬送場所をご教示ください。	万が一発見された場合に保管場所・処理方法等の協議を行います。原則、敷地内にて保管していただき、敷地外への搬出は本市にて実施することを想定しております。
133	要求水準書 (設計建設業務編)	161	第5章	第2節	1	(1)1) ④電気・計装設 備	(1)工事範囲 1)施設の解体撤去④電気・計装設備 b) 「PCB が含まれている可能性の高い電気設備機器が、万が一発見された場合は機器養生等の処置を行い、本市の指定する場所に搬送すること」と記載がありますが、事前にPCB含有機器の調査をされている場合、調査結果をご教示ください。	施設内のPCB含有機器は撤去した状態で引き渡します。ただし、追加で発見された場合には、No.132の回答のとおりといたします。
134	要求水準書 (設計建設業務編)	161	第5章	第2節	1	(1)1) ④電気・計装設 備	「b) PCBが含まれている可能性の高い電気設備機器が、万が一発見された場合は機器養生等の処置を行い、本市の指定する場所に搬送すること」とありますが、発見された場合の対応費用等については、別途協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
135	要求水準書 (設計建設業務編)	161	第5章	第2節	1	(1)1) ⑤共通設備	「b) 構内道路等設備（アスファルト舗装、雨水排水設備等）工事範囲内の当該設備については、基本的に撤去すること」とありますが、現況の雨水排水接続点（河川への接続点）の放流管に関しては、撤去するための周辺環境への影響（河川内での足場組立や土砂流出予防策、既存水路の解体に伴う騒音・振動など）が大きいため残置して流用する計画をしてもよろしいでしょうか。	しゅん工後30年以上の継続が可能であり、運営・維持管理業務期間の維持管理（更新含む）費等を事業者が負担することを前提に、事業者の提案に委ねます。

136	要求水準書 (設計建設業務編)	161	第5章	第2節	1	(1)3)残留物の除去処分	(1)工事範囲 3)残留物の除去処分において、「施設内に残留する薬品、水、油等は閲覧資料12に参考として示しており、処分費用は設計建設事業者負担とする」と記載がありますが、残留物は一般廃棄物と考えられます。受注者で撤去を行います、処分は発注者様での処分との理解でよろしいでしょうか。また、運搬、処分費用を工事費から負担すると理解していますが、この場合の運搬費、処分費の単価をご教授ください。	全て産廃処理と想定しています。
137	要求水準書 (設計建設業務編)	161	第5章	第2節	1	(1)3)残留物の除去処分	「各設備、装置内の残留物等については、その汚染状況に応じて適正に処分すること」とありますが、ごみピットに残留物は無く、空の状態での引き渡しと理解してよろしいでしょうか。	本市で可能な範囲で除去した状態で引き渡します。
138	要求水準書 (設計建設業務編)	168	第5章	第3節	1	(4)健康管理	「また、事故、保護具の破損等により当該労働者がダイオキシソ類に著しく汚染され、またはこれを多量に吸入した恐れのある場合は、…なお、この場合には、必要に応じて、当該労働者の血中ダイオキシソ類濃度測定を行い、…」とあります。この対象者は除染作業従事者という理解でよいでしょうか。また、対象者は作業前に採血・保存し、DXNs汚染が懸念される事態が発生した場合、自前採血と事故後の採血の血中ダイオキシソ類濃度測定を測定し被ばくの有無を評価する方法でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
139	要求水準書 (設計建設業務編)	172	第5章	第3節	1	(15)残留灰を除去する作業の実施	「廃棄物の焼却施設を管理する者からの情報等に基づき、残留灰が堆積している箇所について、…空気中のダイオキシソ類濃度の測定を単位作業場所ごとに1箇所以上、作業開始前、作業中に少なくとも各1回以上行うこと。」とあります。「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシソ類ばく露防止対策要綱」に規定される解体作業場所の空気中のダイオキシソ類濃度測定に加え、当該測定を行うという理解でよいでしょうか。	お見込みの通りです。 なお、同一の単位作業場で測定を兼ねることが可能な場合は、この限りではありません。
140	要求水準書 (設計建設業務編)	175	第5章	第3節	8	事後分析	「解体撤去作業完了時の土壌調査の結果、調査用土壌中(敷地外の土壌も含む)のダイオキシソ類濃度が250pg-TEQ/gを超えた場合、本市の指定する箇所の土壌について協議をし、本市の指示のもとにダイオキシソ類濃度の測定を行うこととする。その結果、工事による汚染が認められた場合は、原状回復を行うこと。」とあります。調査用土壌とは解体前に汚染がないことを確認し、解体作業による環境影響を評価するために設置する土壌という理解でよろしいでしょうか。 また、判定基準とする物質はダイオキシソ類濃度のみという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

141	要求水準書 (設計建設業務編)	175	第5章	第3節	8	事後分析	「解体撤去作業完了時の土壌調査の結果、調査用土壌中(敷地外の土壌も含む)のダイオキシン類濃度が250pg-TEQ/gを超えた場合、本市の指定する箇所の土壌について協議をし、本市の指示のもとにダイオキシン類濃度の測定を行うこととする。その結果、工事による汚染が認められた場合は、原状回復を行うこと。」とあります。以下についてご教示ください。 ①貴市ご指定位置での土壌汚染の原因が当該工事であることの判定は、どのように行うことを想定されているのでしょうか。 ②汚染が認められ原状回復を行わなければならない場合の基準をご教示ください。 ③土壌汚染の原因が事業者の責ではない場合、汚染が認められた場合の対応費用等については、別途協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	①については、解体作業着手前の測定結果との比較とします。 ②基本的に250pg-TEQ/gとしますが、解体工事前の測定結果を著しく超えるものについては、協議とします。 ③事業者の責ではないことを事業者が立証した場合、お見込みの通りです。
142	要求水準書 (設計建設業務編)	175	第5章	第3節	8	事後分析	解体撤去作業完了時の土壌調査の結果、調査用土壌中(敷地外の土壌も含む)のダイオキシン類濃度ですが、敷地外の土壌については、現時点で250pg-TEQ/gを超えている可能性もあるため、現状濃度をご教示ください。また、敷地外の土壌の箇所数もご教示ください。	閲覧資料15 周辺土壌ダイオキシン類調査結果にて提供いたします。
143	要求水準書 (設計建設業務編)	176	第5章	第4節	1	(6)作業区域の隔離	(6)作業区域の隔離において、「開口部については養生や隙間の目張り等を施し、建屋全体を密閉化し、換気設備を設けて建屋内を常に負圧に保ち～」と記載がありますが、内部の管理区域を密閉化し、換気設備を設けて管理区域内を24時間負圧に保つと考えるとよろしいでしょうか。また、内部を負圧に保つための換気設備の稼働時間は管理区域内で作業を行う時間を稼働時間とすると考えるとよろしいでしょうか。	前段については、お見込みの通りです。 後段については、24時間稼働とし、常に負圧に保つようにしてください。なお、作業時間以外の換気回数は協議により決定するものとします。
144	要求水準書 (設計建設業務編)	176	第5章	第4節	1	(5)廃棄物一時保管場所	廃棄物一時保管場所は、後に形質変更が行われる場合「汚染のおそれがある区画」となる可能性があります。廃棄物撤去後の指定区域解除のために、土対法14条申請を行い、必要な調査を実施する必要があるかご教示ください。	廃棄物一時保管場所の移設に際して、形質変更前に汚染のおそれの有無について一時保管場所直下の土壌試料を採取し、土壌分析を実施する必要があります。なお、必ずしも土対法14条の申請を行う必要はありませんが、事前に区域指定して対応することを否定するものではありません。
145	要求水準書 (設計建設業務編)	176	第5章	第4節	1	(6)作業区域の隔離	「また、排気は1台につき1日1回、デジタル粉じん計等により、粉じん量の測定を行うこと。」とあります。デジタル粉じん計による評価は、相対的な測定値の変動による異常の確認という理解でよろしいでしょうか。また、1日1回の測定について、測定時間のご指定があればご教示ください。	前段については、お見込みの通りです。 後段については、作業時間中であれば、特に定めはありません。

146	要求水準書 (設計建設業務編)	176	第5章	第4節	1	(7)飛散防止対策	「2)作業管理区域を隔離しフィルタは必ず蓋をすること。」とあります。フィルタの種類についてご指定またはご想定がございましたらご教示ください。また「3)…換気装置の排気を測定すること。」とあります。測定項目と頻度にご指定がございましたらご教示ください。	前段については、事業者の提案に委ねます。 後段については、(6)作業区域の隔離に示す通りです。
147	要求水準書 (設計建設業務編)	177	第5章	第4節	1	(8)排水流出防止対策	「2)浸透性のおそれのある床は、ビニールシート等で養生し、流出を防止すること。」とあります。「ビニールシート等で養生」にはクラック補修も含まれていると理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです
148	要求水準書 (設計建設業務編)	177	第5章	第4節	1	(9)排水処理装置	「付着物除去工事に使用した排水は、洗浄水として再利用」とあります。再利用のための水質基準にご指定があればご教示ください。	事業者の提案に委ねます。
149	要求水準書 (設計建設業務編)	178	第5章	第5節	1	(2)1)排水設備の準備	「1)排水設備の準備」において「処理水が基準に満たない場合は…」とあります。処理水の基準をご教示ください。	「要求水準書(設計建設業務編)に対する質問No.148をご確認ください。
150	要求水準書 (設計建設業務編)	179	第5章	第5節	3	付着物除去結果の確認	「除染後は、単位作業場所ごとに、除染が適切に行われたことを確認し、統括安全衛生責任者等の確認を受けること。」とあります。確認の方法は除染前後の写真や映像による確認でよろしいでしょうか。また、除染が適切に行われたことの判定基準は統括安全衛生責任者等の判断に一任してよろしいでしょうか。	左記に加え、本市及び工事監理者の現場立会確認を含みます。立会箇所等については、協議により決定します。
151	要求水準書 (設計建設業務編)	180	第5章	第6節	1	一般概要	「解体撤去工事は、付着物除去工事終了後、除去結果の確認をもって安全が確認できた後に着手すること。」とあります。「安全の確認」は「統括安全衛生責任者等による除染が適切に行われたことを確認」との理解でよろしいでしょうか。	「要求水準書(設計建設業務編)に対する質問No.150をご確認ください。
152	要求水準書 (設計建設業務編)	180	第5章	第6節	2	(3)その他の機器	「添付資料8:ダイオキシン類及びアスベスト調査報告書」では、付着物調査の結果、煙道が3ng-TEQ/gを超過しております。また、基安化発第1116001号(平成17年11月15日)では、「すべての運転を休止した後1年以上を経過した焼却施設については、過去1年以内に灰出し作業、定期補修作業等粉じんの発生を伴う作業が行われている場合を除き、解体作業前における空気中のダイオキシン類濃度は2.5pg-TEQ/m <sup>3</sup> 未満として取り扱って差し支えない。」とされていることから、付着物濃度で管理区域区分が決定され、煙道のみが第3管理区域となります。煙道の洗浄後、統括安全衛生責任者等の確認をもって第1管理区域に変更することは可能との理解でよろしいでしょうか。	洗浄後にダイオキシン類濃度を測定の上、第1管理区域相当であることを確認してください。

153	要求水準書 (設計建設業務編)	181	第5章	第6節	3	(4)基礎解体・杭撤去	「当該掘削範囲からの排水は仮設沈砂池を設けて送水し、池内の上澄水をポンプにて濁水処理設備へ送水、pH・SS処理を行い、基準を満足する処理水(2週間に1回分析)として処理すること。」とあります。基準を満足した処理水は公共水域へ放流できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
154	要求水準書 (設計建設業務編)	182	第5章	第6節	4	(2)廃棄物等の処理処分方法	「3)コンクリートがら等については、ダイオキシン類濃度が250pg-TEQ/g※を上回る場合は、適切に処分すること。」とあります。廃棄物処理においてダイオキシン類濃度250pg-TEQ/gを処理区分の基準とすることはないと理解しておりますが、250pg-TEQ/g以上3000pg-TEQ/g未満のものについてどのような処分方法をご想定かご教示ください。	例えば排出先に適切に通知する等の上で処分すること等を想定しています。
155	要求水準書 (設計建設業務編)	186	第5章	第7節	1	(4)工事仕様	場外搬出土量を極力少なくするため、新工場建設の造成工事で発生する汚染されていない発生土を埋戻しで利用してもよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
156	要求水準書 (設計建設業務編)	186	第5章	第7節	1	(4)1)埋戻し工事	(4)工事仕様 1)において、「本工事は、現況地盤までの埋め戻しにかかる工事とし、施設内の埋め戻しに関しては、客土により厚200mm程度の埋め戻しを行うこと。」と記載がありますが、埋め戻し時、200mmごとに転圧を行うと考えてよろしいでしょうか。	表層200mm程度を購入土により覆土することを示します。
157	要求水準書 (設計建設業務編)	186	第5章	第7節	1	(4)1)埋戻し工事	「1)埋戻し工事」 「本工事は、現況地盤までの埋め戻しにかかる工事とし、施設内の埋め戻しに関しては、客土により厚200mm程度の埋め戻しを行うこと。」とありますが、客土とは購入土との理解でよろしいでしょうか。また、厚200mmとは巻き出し厚との理解でよろしいでしょうか。	「要求水準書(設計建設業務編)に対する質問No.156をご確認ください。
158	要求水準書 (設計建設業務編)	187	第5章	第8節	1	(2)汚水処理	(2)汚水処理において、「付着物除去工事により発生した汚水の処理は、貯留して産業廃棄物としての搬出、排水処理設備による処理後場外への排出またはその両方によること。」と記載がありますが、一方でP.159には「除染汚水は処理後であっても一切排水せず、廃棄処分すること。」とあります。後者を正と考えてよろしいでしょうか。	前者を正とします。

159	要求水準書 (設計建設業務編)	187	第5章	第8節	1	(2)汚水処理	「ダイオキシン類により汚染された排水は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年(1999年) 総理府令 第67号)別表第2に定める排出水の基準(10pg-TEQ/L)を満たすことが可能な凝集沈殿法等の処理施設で処理した後、外部に排水すること。処理の洗浄水及び凝集沈殿処理を行った凝集汚染物は、特別管理廃棄物として処理すること。」とあります。「排出水の基準(10pg-TEQ/L)を満たすことが可能な凝集沈殿法等の処理施設」の確認はメーカー等の仕様確認でよろしいでしょうか。 また、「外部に排水すること」とは公共水域への放流が可能であるとの理解でよろしいでしょうか。 「処理の洗浄水」とは処理水ではなく、最終的に汚泥とともに残留する残水との理解でよろしいでしょうか。	1,2点目については、お見込みの通りです。 3点目については、洗浄水も含まれます。
160	要求水準書 (設計建設業務編)	187	第5章	第8節	1	(5)周辺環境等の調査	「全ての解体作業及び残留灰を除去する作業終了後、当該施設と施設外の境界部分及び残留灰を除去する作業を完了した箇所において環境調査を行うこと。」とあります。「残留灰を除去する作業」とは管理区域内の洗浄作業という理解でよろしいでしょうか。	左記に加え、灰ピット内の残留灰除去も含まれます。 なお、灰ピット内の残留灰は本市で可能な範囲で除去した状態で引き渡します。
161	要求水準書 (設計建設業務編)	188	第5章	第8節	2	調査の実施	(7)血中濃度調査において、「ダイオキシン類・アスベスト等汚染の恐れのある場所で除去作業を行う作業員及び汚染物質を取扱う作業員については作業前後に血液中のダイオキシン類濃度測定を行い、結果を監督員へ報告すること。」と記載がありますが、アスベスト汚染の恐れがある場所で除去作業を行う作業員と血液中のダイオキシン類濃度は関係性はないと考えます。よって「ダイオキシン類・アスベスト等汚染の恐れのある場所」は「ダイオキシン類汚染の恐れのある場所」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
162	要求水準書 (設計建設業務編)	188	第5章	第8節	2	(1)ダイオキシン類調査	「付着物中のダイオキシン類濃度を設計建設事業者において確認調査を実施すること。」とあります。「添付資料7：ダイオキシン類及びアスベスト調査報告書」において、すでに必要な調査は実施されており、「確認調査」とは「3000pg-TEQ/gを超過した煙道部分の追加サンプリングを行う」という理解でよろしいでしょうか。	添付資料は参考とし、事業者にて改めて付着物中のダイオキシン類濃度を設計建設事業者において確認調査を実施してください。
163	要求水準書 (設計建設業務編)	188	第5章	第8節	2	(1)ダイオキシン類調査	基安化発第1116001号(平成17年11月15日)では、「付着物のダイオキシン類の含有率測定については簡易測定法を対策要綱第3の3の(3)の「国が行う精度管理指針等」に該当するものとして扱うものとする。」とされていることから、付着物中のダイオキシン類濃度測定は簡易測定を適用してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
164	要求水準書 (設計建設業務編)	188	第5章	第8節	2	(4)洗浄処理水調査	「汚染物除去工事期間中に発生した汚水を排水処理設備により処理して場外に排出する場合には、…」とあります。「場外」とは公共水域と理解してよろしいでしょうか。	公共水域、下水道も含めた場外です。

165	要求水準書 (設計建設業務編)	188	第5章	第8節	2	(7)血中濃度調査	「ダイオキシン類・アスベスト等汚染の恐れのある場所で除去作業を行う作業員及び汚染物質を取扱う作業員については作業前後に血液中のダイオキシン類濃度測定を行い、結果を監督員へ報告すること。」と記載されています。一方、p168 第5章 第3節 1. (4)健康管理では、「また、事故、保護具の破損等により当該労働者がダイオキシン類に著しく汚染され、またはこれを多量に吸入した恐れのある場合は、…なお、この場合には、必要に応じて、当該労働者の血中ダイオキシン類濃度測定を行い、…」とあります。除染作業従事者は作業前に採血・保存し、DXNs汚染が懸念される事態が発生した場合、事前採血と事故後の採血の血中ダイオキシン類濃度測定を測定し被ばくの有無を評価する方法が合理的と考えますが、作業前後の血中ダイオキシン類濃度測定は必要に応じて実施とさせていただけないでしょうか。	「また、事故、保護具の破損等により当該労働者がダイオキシン類に著しく汚染され、またはこれを多量に吸入した恐れのある場合は、…なお、この場合には、必要に応じて、当該労働者の血中ダイオキシン類濃度測定を行い、…」を正とします。
166	要求水準書 (設計建設業務編)	188	第5章	第8節	2	(8)アスベスト調査	「解体作業に先立ち、解体対象設備のアスベスト含有調査を実施し、結果を監督員へ報告すること。」とあります。調査の結果、新たにアスベスト含有建材等が確認された場合の対応費用等については、別途協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	「要求水準書（設計建設業務編）に対する質問No.126をご確認ください。
167	要求水準書 (設計建設業務編)	190	第5章	第8節	3	表 5-4 環境調査実施項目	「標準砂による敷地境界内4地点（平均）の土壌のダイオキシン類及び重金属（第二特定有害物質、溶出量10項目、含有量9項目）調査」とあります。平均とは、4地点を等量混合して1検体のみ分析するという理解でよろしいでしょうか。	以下に修正します。 「標準砂による敷地境界内4地点の土壌のダイオキシン類及び重金属（第二特定有害物質、溶出量10項目、含有量9項目）調査」
168	要求水準書 (設計建設業務編)	191	第6章	第2節	1	一般概要	土壌汚染対策法第4条届の範囲に「多目的広場等」「事業用地の隣接する敷地内余熱施設」は含まれますでしょうか。	含まれます。
169	要求水準書 (設計建設業務編)	193	第6章	第3節	1	(5)掘削残土等の処分	「試料採取時に発生する掘削残土（掘りくず）、採取道具の洗い水は、土対法及び廃棄物処理法に基づいて適正に処理・処分すること。」とあります。調査の結果、汚染がないことが判明した土壌は残土として処分してよろしいでしょうか。また、調査の結果、汚染がないことが判明した洗浄水は公共水域に放流してよろしいでしょうか。	調査の結果、土対法の基準及び地下水環境基準に適合する場合は、通常の土砂及び排水として取り扱って構いません。なお、残土及び濁水の取り扱い、要求水準書（設計建設業務編）に準拠してください。
170	要求水準書 (設計建設業務編)	194	第7章	第1節	2	(3)基準不適合土壌・埋設廃棄物の区域外への搬出・処分	「土壌汚染調査が未実施の3区画については、そのすべてにおいて調査基準深さから4mずつ汚染土壌が発生することを想定し、設計建設事業者の負担において適切に処分すること。」とあります。閲覧資料11で、状況調査・詳細調査ともに終了し汚染範囲が確定しているB5-3、B5-5、B5-6、C4-7、D4-8、D4-9区画については、すべて場外搬出処理可能と理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

171	要求水準書 (設計建設業務編)	194	第7章	第1節	2	(3)基準不適合土 壌・埋設廃棄物 の区域外への搬 出・処分	「土壌汚染調査が未実施の3区画については、そのすべてにおいて調査基準深さから4mずつ汚染土壌が発生することを想定し、設計建設事業者の負担において適切に処分すること。」とあります。閲覧資料11から調査未実施区画は施設内とお見受けします。施設内は調査位置によってFLが変わると考えられます。調査基準深さの考え方をご教示ください。	調査基準深さはGLとなります。
172	要求水準書 (設計建設業務編)	194	第7章	第1節	2	(3)基準不適合土 壌・埋設廃棄物 の区域外への搬 出・処分	「土壌汚染調査が未実施の3区画については、そのすべてにおいて調査基準深さから4mずつ汚染土壌が発生することを想定し、設計建設事業者の負担において適切に処分すること。」とあります。想定される汚染項目及び濃度をご教示ください。	閲覧資料11を参考に入札参加者にて必要な工期・費用を想定して全て見込んでください。なお、想定を下回る量であった場合には契約金額の減額について協議を行うため、土壌汚染対策工事費に係る入札金額内訳の根拠資料(数量・単価)を入札図書として提出してください。
173	要求水準書 (設計建設業務編)	194	第7章	第1節	2	(3)基準不適合土 壌・埋設廃棄物 の区域外への搬 出・処分	埋設廃棄物は無いとの理解でよろしいでしょうか。埋設廃棄物がある場合、汚染土壌と廃棄物、どちらとして取り扱うべきかご教示ください。	埋設廃棄物は確認されていません。
174	要求水準書 (設計建設業務編)	196	第7章	第3節	2	(2)施工基本条件	「3)環境保全対策①飛散防止対策」において「土壌汚染調査結果に基づいて敷地境界における粉じんの管理基準を設定し、…」とあります。土壌汚染調査結果に基づく粉塵管理基準の設定方法をご教示ください。	土壌汚染状況調査に基づく場合は、収集した粉塵に対して、土壌含有量基準を満足することが必要となります。また、粉塵量については、施工前の事前調査結果を管理基準とする方法が想定されます。
175	要求水準書 (設計建設業務編)	196	第7章	第3節	2	(2)施工基本条件	「3)環境保全対策⑥排水処理の実施」において、地下水の湧水について言及されております。添付資料6:地下水調査報告書_p17_図4.1.1想定地層断面図作成測線図(S=1:1,000)では、地下水想定コンターは、掘削位置では標高16m前後と読み取れます。一方、閲覧資料11土壌汚染報告書では汚染最深部が標高8.689mであり、汚染土壌の一部は帯水層にあると考えられますので、地下水に関する測定データがあればご提示いただけますでしょうか。	添付資料及び閲覧資料以外で提供可能なデータはありません。
176	要求水準書 (設計建設業務編)	196	第7章	第3節	2	(2)施工基本条件	対象地周辺に地下水飲用井戸は存在しますか。汚染物質の影響範囲に地下水飲用井戸がある場合、要措置区に指定されますので確認させてください。	土壌汚染対策法届出に伴う地下水調査は、届出後に届出先部署において実施されるため、対象地周辺での地下水調査は現時点で実施されておられません。要措置区域に指定される想定とし、汚染土壌は全量除去することで区域指定を解除することを前提としてください。
177	要求水準書 (設計建設業務編)			添付資料3		事業敷地内電線高さ及び作業禁止範囲図	建築物の設置禁止範囲が記載されていますが、電線の横振れを考慮した離隔が反映されていないように見受けられます。本区間は鉄塔間スパンが長いため、最大10 m程度の横振れが発生する可能性があるかと想定しておりますが、応募者側にてこの横振れ量を見込み、追加の離隔距離を設定するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
178	要求水準書 (設計建設業務編)			添付資料5		ユーティリティ 取合点図	上水、都市ガス、下水取合点に既存する各口径をご教示ください。	閲覧資料10 解体対象建築物一覧及び関連図書のうち、上水、ガス、下水をご確認ください。

179	要求水準書 (設計建設業務編)		添付 資料6		地質調査報告書 7.まとめ	「4.千葉県各市町村別の液化化しやすさマップによれば、調査地周辺の液化化の危険度は「液化化対象外」であることがわかった」とありますが、これを根拠に液化化の検討は不要との理解でよろしいでしょうか。	地質調査報告書に基づき、必要に応じて液化化の検討を実施して下さい。
180	要求水準書 (設計建設業務編)		添付 資料6		地質調査報告書	入札段階での設計や積算及び工事計画においては、本調査結果をもとに行うこととしますが、実施設計時に行う地質調査結果に乖離があり、入札段階に想定していた工事内容に変更が生じる場合には、費用及び工期等について別途協議をしていただけるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
181	要求水準書 (設計建設業務編)	-	添付 資料7	-	ダイオキシン 類・アスベスト 調査結果報告書	アスベスト調査結果について、定性分析や層別分析結果等詳細がわかる資料をご提示願います。また、提示されている調査結果が全てと考え、それ以外にアスベスト含有建材はないと理解していますが、新たに発見された場合は工期・費用について別途協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	アスベスト調査結果について、添付資料7に追加いたします。 また、提示している以外にも含有が想定される建材等については、入札参加者にて必要な工期・費用を想定して全て見込んでください。なお、想定を下回る量であった場合には契約金額の減額について協議を行うため、アスベスト解体工事費に係る入札金額内訳の根拠資料(数量・単価)を入札図書として提出してください。
182	要求水準書 (設計建設業務編)	-	添付 資料7	-	ダイオキシン 類・アスベスト 調査結果報告書	解体対象である温水プール・体育室および六実高柳老人福祉センターについて、事前に実施したアスベスト調査やPCB調査の結果があればご教示願います。	事前調査は実施していません。
183	要求水準書 (設計建設業務編)		閲覧 資料8		和名ヶ谷クリー ンセンターの薬 剤使用量等	本施設でのより正確な薬剤使用量を算出するため、和名ヶ谷クリーンセンターの薬剤(消石灰、苛性ソーダ、灰処理用キレート)の年間購入量(至近3年分)についてもご教示いただけないでしょうか。	閲覧資料8に追加いたします。
184	要求水準書 (設計建設業務編)	-	閲覧 資料3	-	旧施設図面一式	より精度の高い解体計画を立案するために、閲覧資料3:旧施設図面一式に加えて、下記の図面をご教示ください。 ①事業用地に隣接する敷地内余熱利用施設のうち、機械室および外構に関する竣工図一式 ②多目的広場のトイレ、噴水等工作物に関する竣工図一式	①について、閲覧資料4に追加いたします。 ②については閲覧資料10に多目的広場を追加いたします。
185	要求水準書 (設計建設業務編)		閲覧 資料 11		土壌汚染調査報 告書	閲覧資料11 汚染土壌報告書「別冊資料」のうち、以下図書をご提示いただけないでしょうか。 ・別冊資料1 業務計画書 ・別冊資料4 詳細調査実施計画書 ・別冊資料5 業務打合せ・協議記録簿	閲覧資料11に追加いたします。
186	要求水準書 (設計建設業務編)		閲覧 資料 11		土壌汚染調査報 告書	p4. 1.1 業務目的 「本業務は、クリーンセンターの解体にあたり、今後の土壌汚染対策法第4条届出を見据え、自主的な調査として実施した。」とあります。貴市管掌部署様との事前打ち合わせがあったと推察しますが、打ち合わせ記録をご提示いただけますでしょうか。	閲覧資料11を参考としてください。

187	要求水準書 (設計建設業務編)		閲覧 資料 11		土壌汚染調査報告書	p9.4.1_土対法第4条に基づく届出の留意点 「C5-4、D5-3、D5-6区画については土壌汚染調査が未実施」とあります。未実施である理由をご教示ください。	C5-4はGL-9m付近から砂の締まりが良くなったため、簡易振動型ボーリングでの掘進ができなかったためです。D5-3及びD5-6は地下水位が浅く、地下階からの調査において止水に懸念が生じたため調査を取りやめました。
188	要求水準書 (設計建設業務編)		閲覧 資料 11		土壌汚染調査報告書	p9.4.1_土対法第4条に基づく届出の留意点 土対法第4条届について「その際に、C5-4、D5-3、D5-6区画については土壌汚染状況調査が未実施であるため、今後の松戸市環境保全課との協議にもよるが、当該範囲を除いて届出を提出する(若しくは含めて提出する)こととなる。」とあります。法第4条届と同時に調査結果を報告することが前提との理解でよろしいでしょうか。	調査を省略した区画として届出することとなりますが、追完として、調査が可能となった段階で調査を実施することを想定しております。
189	要求水準書 (設計建設業務編)				現地確認	旧施設屋上に電気集塵用シリコン整流装置が6基確認できましたが、これらにおけるPCBの含有有無をご教示ください。	該当の機器は平成15年頃に更新しておりますので、PCBは含有されていないと認識しております。
190	要求水準書 (設計建設業務編)	-	-	-		以下のCADデータをご提供願います。 ①敷地境界を明示したCADデータ ②添付資料1：敷地求積図 ③添付資料3：事業敷地内電線高さ及び作業禁止範囲等図	①②：CADデータを閲覧資料16 新焼却敷地求積図にて提供いたします。 ③：上記CADデータに電線の位置がございますので、参考としてください。電線の横振れについては「要求水準書(設計建設業務編)に対する質問No.177をご確認ください。
191	要求水準書 (設計建設業務編)	-	-	-	-	『実施方針に対する質問への回答No.4』に関連し、「図1 余熱供給配管・電気供給配線想定取り合い点」記載の電気供給配線について、本工事範囲としては敷地境界付近にハンドホール(埋設配管の取り合い点)を設置し、新工場棟からハンドホール間の埋設配管を敷設する考えでよろしいでしょうか。又、ハンドホール以降の余熱利用施設側の電路及びケーブル敷設は、本工事範囲外とする考えでよろしいでしょうか。	お見込みの通りです

要求水準書(運営・維持管理業務編)に対する質問

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書 (運営・維持管理業務編)	1	第1章	第2節	2	事業名	「松戸市新焼却施設整備・運営事業」と記載がありますが、一方で公告文や入札説明書には「松戸市新焼却施設整備事業」と記載されています。どちらの事業名称が正しいでしょうか。	「松戸市新焼却施設整備事業」が正です。
2	要求水準書(運営・維持管理業務編)	13	第4章		1	受付管理	「運営事業者は、本施設への電話等による問い合わせに対して適切に対応すること。」とありますが、業務量を把握するため、1日の平均問い合わせ件数の実績をご教示ください。	自己搬入に係る電話が主であると想定し、自己搬入車両台数と同じ件数を想定してください。
3	要求水準書(運営・維持管理業務編)	13	第4章		1	受付管理	「自己搬入(動物死体含む)」とありますが、動物死体の1日の平均搬入件数と最大重量、種類の実績がございましたら、ご教示ください。	令和6年度実績で年間75件です。重量は計量しておりません。種類は、猫、ハムスター、ウサギ、犬、モモンガ、かめ、フェレット、ヤギ、インコです。
4	要求水準書(運営・維持管理業務編)	13	第4章		1	受付管理	「自己搬入者については、電話及びオンライン受付等への対応も実施すること。」とありますが、自己搬入は電話及びオンライン上での事前予約制でしょうか。また、事前予約を行う場合、事前予約を行っていない方が来場した場合は、事業者がその方に対して事前予約を行ってから再来場するよう通知した上で搬入を断っても問題ないでしょうか。	現状は、電話での予約制としています。今後、本市にてオンラインでの予約制度も検討します。このため、電話及びオンライン受付等のどちらの対応も求めています。事前予約無しでの持ち込みについては、お見込みの通りです。
5	要求水準書(運営・維持管理業務編)	13	第4章		3	手数料徴収	「本市が定める処理手数料を本市が定める方法で、本市に代わり徴収する」とありますが、利用者の利便性向上を目的とし、キャッシュレス決済を提案することは可能でしょうか。また、キャッシュレス決済が可能な場合、キャッシュレス決済に係る手数料が発生しますが、手数料と本体価格の仕分けが非常に困難であること、また運営事業者では運営期間中に発生する手数料を予測できないことから、キャッシュレス決済に係る手数料の負担は貴市の所掌としていただけないでしょうか。	可能とします。 なお、詳細は運営期間開始前に協議するものとします。
6	要求水準書(運営・維持管理業務編)	13	第4章		3	手数料徴収	「運営事業者は、徴収した処理手数料は、本市の定める方法によって本市へ引き渡すこと。」とありますが、徴収した料金の取り扱いについて、引き渡し頻度及び引き渡し方法(例：貴市へ手渡し、金融機関での振込等)の想定がございましたらご教示ください。	本市施設における料金徴収方法は、頻度は毎日、引き渡し方法は金融機関での振込としておりますので、こちらで想定してください。 なお、詳細は運営期間開始前に協議するものとします。
7	要求水準書(運営・維持管理業務編)	14	第4章		4	受付時間	「※1：本市直営等の本市関連車両は16：30以降に搬入する可能性があり、その場合でも計量の必要がある」と記載がありますが、旧施設の16：30以降の搬入日数(1年あたり)、搬入時間をご教示いただけますでしょうか。	可能性として記載しており、旧施設での実績はございません。

8	要求水準書(運営・維持管理業務編)	16	第5章	第4節	搬入管理	「毎日数台を対象にプラットホーム内での搬入検査を実施」と記載がありますが、検査対象車両は「直営・委託」、「許可業者」も含む自己搬入車両のみと考えてよろしいでしょうか。	原則、許可業者を対象としてください。
9	要求水準書(運営・維持管理業務編)	16	第5章	第4節	搬入管理	「運営事業者は、毎日数台を対象にプラットホーム内での搬入検査を実施し、搬入禁止物の混入を防止すること。」とありますが、毎日実施する搬入検査の時間帯や検査台数等について応募者の提案とさせていただくことは可能でしょうか。	本市と協議により決定するものとします。
10	要求水準書(運営・維持管理業務編)	23	第8章	第1節	物品・用役の調達・管理	「運営事業者は、本施設が災害時の防災拠点として位置付ける点を踏まえ、可能な範囲で周辺地域住民の一時避難に対応できるよう、必要な水、食料、寝具等を調達・保管・管理すること。」との記載がございますが、一方で設計建設業務編P.40 6 (5)には「防災備蓄品は本市で準備する。」とあります。どちらの記述を正とすればよいかご教示下さい。また、事業者で準備する場合は、保管する備蓄品の詳細や防災備蓄倉庫の面積などの情報をご教示ください。	防災備蓄品は本市で手配するものとし、面積等は事業者の提案に委ねます。
11	要求水準書(運営・維持管理業務編)	23	第8章	第1節	物品・用役の調達・管理	「運営事業者は、本施設が災害時の防災拠点として位置付ける点を踏まえ、可能な範囲で周辺地域住民の一時避難に対応できるよう、必要な水、食料、寝具等を調達・保管・管理すること。」とありますが、設計建設業務編P40第2章第1節6(5)において「防災備蓄品は本市で準備する」とあります。防災備蓄品の調達・保管・管理の所掌は貴市か運営事業者のどちらを想定されていますでしょうか。 また、運営事業者にて防災備蓄品を調達する場合、調達に当たり、以下の点についてご教示ください。 ・指定避難所の該当/非該当 ・避難者の想定人数、想定滞在日数 ・貴市職員の備蓄品を事業者が手配する必要があるか	前段について、防災備蓄品の調達は本市で実施し、保管・管理は運営事業者の所掌とします。 後段について、指定避難所とする予定はございませんが、指定避難所とする提案を妨げるものではございません。避難者の想定人数、想定滞在日数は事業者の提案に委ねます。本市職員の備蓄品を運営事業者が用意する必要はありません。
12	要求水準書(運営・維持管理業務編)	25	第10章	第1節	啓発業務の計画・実施	「(6)運営事業者は、毎年度の啓発業務計画に基づき、啓発業務を実施すること。」とありますが、入札説明書P4では「⑩啓発業務(環境教育及び情報発信)の支援等」とあります。事業者の啓発業務は「事業者主体で実施」、「貴市実施の支援」のどちらを正として考えればよろしいでしょうか。	本事業の啓発業務は、事業者主体で実施するものとします。ただし、市が主体で実施する時は支援するものとします。そのため、入札説明書を以下のとおり修正します。 「⑩啓発業務(環境教育及び情報発信)の実施及び支援等」
13	要求水準書(運営・維持管理業務編)	25	第10章	第2節	見学者対応	「運営事業者は、見学者の受付を行うとともに、見学者へ本施設の稼働状況及び環境保全状況等の説明、その他の対応を行うこと。」とありますが、団体以外の一般個人単位の見学者については自由見学を想定されていますでしょうか。 また、自由見学者の予約有無含め応募者提案との認識でよろしいでしょうか。	団体以外の一般個人単位の見学者対応方法含め、事業者の提案に委ねます。

14	要求水準書(運営・維持管理業務編)	25	第10章	第2節	見学者対応	一般個人の自由見学を実施する場合、見学者の受付時間は「午前 9 時から午後 4 時までを基本とする」とありますが、昼休み(12:00~13:00)の見学者対応は行わないものと考えてよろしいでしょうか。 また、一般個人の自由見学を含む見学者の受付日は、土・日・祝日・年末年始を除く平日のみと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 なお、受付日時への拡充に対する事業者提案を妨げるものではありません。
15	要求水準書(運営・維持管理業務編)	25	第10章	第2節	見学者対応	和名ヶ谷クリーンセンターにおける団体見学者、個人見学者それぞれの月毎の人数、および団体見学1回あたりの人数について実績をご提示願います。	閲覧資料17 和名ヶ谷クリーンセンター見学者実績にて提供いたします。 なお、近年は個人見学者実績はありません。
16	要求水準書(運営・維持管理業務編)	27	第11章	第10節	本施設の管理運営の記録に関する報告	「運営事業者は、本施設の管理運営状況に関する情報について、本市が公表できるように、公表用ホームページを作成するとともに必要な情報を本市に提出すること。」とありますが、公表用ホームページの作成および貴市への必要な情報の提供は運営事業者が実施し、公表用ホームページへの情報の反映およびホームページの運用は貴市にて実施するものと考えてよろしいでしょうか。	本市ホームページへの掲載分については、お見込みの通りです。 なお、運営事業者の公表用ホームページへの掲載も求めており、その運用等は事業者の所掌となります。
17	要求水準書(運営・維持管理業務編)	別紙1			測定項目及び頻度 排水 下水道法の有害物質	測定頻度は「1回/日以上」とありますが、各項目の測定頻度は下記の下水道法に準拠するものと考えてよろしいでしょうか。 【下水道法施行規則第15条】 温度又は水素イオン濃度：365回/年 生物化学的酸素要求量：26回/年 その他の測定項目：52回/年	お見込みの通りです。
18	要求水準書(運営・維持管理業務編)	別紙1			測定項目及び頻度 排水	要求水準書(設計建設業務編) p.15 表1-2では、排水の測定場所が「生活排水」と「プラント排水」に分かれています。本項目では測定箇所の記載がありません。排出口が1箇所に集約されている場合は、集約された1箇所で分析するという形でよろしいでしょうか。 また、排水の測定項目について、「下水道法の有害物質」とありますが、下水道法施行規則第15条より、温度とpHについては1日/回以上の測定が求められております。温度とpHについては、常設分析計での測定とすることを認めいただけないでしょうか。	前段は、要求水準書(設計建設業務編)P15 表1-2は、確認性能試験における測定場所となります。運営・維持管理における測定は、お見込みの通りです。 後段は、公共下水道管理者が認める場合は可能とします。
19	要求水準書(運営・維持管理業務編)	別紙1			測定項目及び頻度 主灰・飛灰・飛灰処理物	別紙1「測定項目及び頻度」において、「飛灰処理物」は各炉にて測定するとありますが、飛灰処理物は共通系の設備であるため、各炉での測定は困難です。つきましては、1箇所での測定でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

20	要求水準書(運営・維持管理業務編)	別紙 1				測定項目及び頻度 主灰・飛灰・飛灰処理物	別紙1「測定項目及び頻度」において、「ダイオキシン類」は、別欄の「主灰」でも同記載があるため、「主灰」欄の「ダイオキシン類」測定で実施することによってよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
----	-------------------	---------	--	--	--	-------------------------	---	------------

落札者決定基準に対する質問

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	落札者決定基準	9	別添資料	7	①	地域経済への貢献	本項目において、地元人材の活用（地元雇用等）は評価対象ではないと理解してよろしいでしょうか。	地元人材の活用は、審査項目、審査のポイントに記載はありませんが、「地元人材の活用（地元雇用等）」のご提案を阻むものではありません。

様式集に対する質問

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	様式集(Word)	7	第3号様式 [1/5]			参加資格審査申請書	【全ての構成企業】に提出を求める書類に「連結決算の貸借対照表及び損益計算書(直近1年)」がありますが、金融商品取引法第24条第1項と会社法第444条第3項の規定により、非上場かつ中小企業の場合は連結財務諸表の作成義務がありません。つきましては、当該貸借対照表及び損益計算書の提出が不可能な場合は、提出不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 なお、ご質問の場合においては、「非上場かつ中小企業の場合は連結財務諸表の作成義務がないため、添付していないこと」を別途の書面等で明示することとさせていただきます。
2	様式集(Word)	7	第3号様式 [1/5]			参加資格審査申請書	「国税、都道府県税、市町村税の滞納がないことを証する書類」は以下の書類の提出を以って充足するという認識でよろしいでしょうか。 ・【国税】納税証明書その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書 ・【都道府県税】納税証明書(法人住民税) ・【都道府県税】納税証明書(法人事業税及特別法人事業税) ・【市町村税】納税証明書(法人市民税)	お見込みの通りです。 なお、貴社にかかる「国税、都道府県税、市町村税」について、列記したものを以外に「滞納がないことを証する書類」がある場合は、添付するものとします。
3	様式集(Word)	7	第3号様式 [1/5]			参加資格審査申請書	ご提出する監理技術者資格証は配置予定者のものであるため、複数名ご提出してもよろしいでしょうか。	複数名の提出を可とします。
4	様式集(Word)	7	第3号様式 [1/5]			参加資格審査申請書	監理技術者は、「建設業法における建設工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること～を証する書類」を提出することになっていますが、会社が発行する「雇用・就労証明書」の提出でもよろしいでしょうか。令和6年12月2日に健康保険証の新規発行がなくなったため、健康保険証を所有していない社員については健康保険証の提出ができません。	会社が発行する「雇用・就労証明書」の提出で可とします。
5	様式集(Excel)		第11-3号様式	①		二酸化炭素排出量等	発電電力量の算出にあたり、以下の点についてご教示ください。 ①季節の分類は以下の想定でよろしいでしょうか。 ・春秋：4～6月、10～12月 ・夏：7～9月 ・冬：1～3月 ②各季節における外気温および湿度は気象庁データ(船橋気象観測所における2025年1月～12月の日平均値)より算出した以下の値でよろしいでしょうか。 ・春秋：16.0℃、70.7% ・夏：27.8℃、75.2% ・冬：7.5℃、54.6% なお、上記条件が異なる場合は、公平な審査の観点から、各条件をご指定いただきますようお願いいたします。	お見込みの通りです。

6	様式集(Excel)	第11-3号様式	①	二酸化炭素排出量等	<p>余熱利用施設供給熱量について、年間の供給熱量が指定されていますが、公平な審査の観点から1時間当たりの供給熱量<sup>※1)</sup>をご指定いただきますようお願いいたします。 ※2)</p> <p>※1) ご指定案：  <math>12,226,040\text{MJ}/\text{年} \div 365\text{日}/\text{年} \div 24\text{時間}/\text{日}</math>  <math>= 1,396 \text{ MJ}/\text{時間} \rightarrow 1,400\text{MJ}/\text{時間}</math></p> <p>※2) 現在提示いただいている年間の供給熱量を、季節ごともしくは運転炉数ごとに変動させるなどした場合、年間発電量に差異が生じることになります。一方で※1)にて提示させていただいた通り、1時間当たりの熱供給量を固定とした場合、そのような差異は発生しないため、より公平な審査に繋がると考えます。</p>	本様式において、余熱利用施設供給熱量(暫定)は、2,800MJ/時間と仮設定します。
7	様式集(Excel)	第11-3号様式	①	二酸化炭素排出量等	<p>要求水準書に、予備ボイラのご指定がないことから、本施設の定期補修による全炉休止日については、余熱利用施設への熱供給は実施しないものと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>上記理解が正しく、また質問No.6の事業者提案をお認めいただける場合、公平な審査の観点から、第11-3号様式の余熱利用施設供給熱量(暫定)は、以下のように算出させていただきます、事業者にて提案することとしていただけないでしょうか。</p> <p>余熱利用施設年間供給熱量  <math>= 1\text{時間あたり熱供給量(ご指定)} \times 24\text{h}</math>  <math>\times (365\text{日} - \text{全炉休止期間})</math></p>	全炉休止期間中の熱供給については、お見込みの通りです。なお、全炉休止期間も含め事業者の提案に委ねます。
8	様式集(Excel)	第11-3号様式	①	二酸化炭素排出量等	<p>余熱利用施設供給電力量の計算式にて「<math>4400 \times (365 - 8 - 12)</math>」とありますが、本施設の全炉休止期間中は本施設の発電電力を用いた余熱利用施設への電力供給を行うことができません。</p> <p>以上より、余熱利用施設供給電力量の計算式を「<math>4400 \times (365 - 8 - 12 - \text{全炉休止日数})</math>」とし、事業者ごとに提案できるように変更していただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、全炉休止期間においても焼却施設からの電力供給が必要な場合は、応募者にて要求水準書(設計建設業務編)P.83に記載の4,400kWh/日を買電電力量として見込むという理解でよろしいでしょうか。</p>	【休炉期間中の電力供給が不要な場合】 余熱利用施設供給電力量(暫定)は、以下の条件にて、事業者の提案に委ねます。 余熱利用施設供給電力量(暫定) = $4,400\text{kWh} \times (365 - 8\text{日} - 12\text{日} - \text{全炉休止日数})$
9	様式集(Excel)	第11-3号様式	①	二酸化炭素排出量等	<p>多目的広場供給電力量について、多目的広場供給電力量が少ないほど、本様式の売電電力量は多くなります。そのため、本様式の売電電力量の評価については多目的広場供給電力量も加味して評価していただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みの通りです。

10	様式集(Excel)	第11-3号様式	①	二酸化炭素排出量等	<p>年間CO2排出量(総量)の計算式「燃料使用量(灯油)×CO2排出係数(灯油)-売電電力量×CO2排出係数(電力)-余熱利用施設供給熱量×CO2排出係数(熱利用)」についてご質問させていただきます。</p> <p>「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer.6.0(令和7年3月)」によりますと、上記計算式に含まれる項目に加えて、以下の点についても考慮が必要と考えられます。</p> <p>①他人から供給された電気の使用(買電電力量)による排出量の算入</p> <p>②他人に供給した電気又は熱に伴う排出量の控除(余熱利用施設供給電力量および多目的広場供給電力量)</p> <p>つきましては、公平な審査の観点からも計算式を以下の通り修正していただきますようお願いいたします。</p> <p>「燃料使用量(灯油)×CO2排出係数(灯油)+買電電力量×CO2排出係数(電力)-売電電力量×CO2排出係数(電力)-余熱利用施設供給熱量×CO2排出係数(熱利用)-余熱利用施設供給電力量×CO2排出係数(熱利用)-多目的広場供給電力量×CO2排出係数(電力)」</p> <p>なお、多目的広場への熱供給方法について、電力ではなく熱として供給する場合は、余熱利用施設供給熱量と同様に排出量が控除されると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>条件統一のため、以下にて排出量(総量)を算出するものとしてください。</p> <p>排出量(総量)=燃料使用量(灯油)×CO<sub>2</sub>排出係数(灯油)+買電電力量×CO<sub>2</sub>排出係数(電力)-売電電力量×CO<sub>2</sub>排出係数(電力)-余熱利用施設供給熱量×CO<sub>2</sub>排出係数(熱利用)-余熱利用施設供給電力量×CO<sub>2</sub>排出係数(熱利用)-多目的広場供給電力量×CO<sub>2</sub>排出係数(電力)」</p> <p>なお、多目的広場への熱供給を熱利用とする場合、お見込みの通りです。</p>
11	様式集(Excel)	第14-2-5号様式		長期収支計画表	法人税等は実効税率での算出でよろしいでしょうか。	実効税率での算出を可とします。なお、実効税率は34.26%とします。
12	様式集(Excel)	第15-1-1号様式		地域経済への貢献の内訳	<p>地元企業の定義が「本市に本店又は入札契約の権限が委任された支店を有する企業」とされておりますが、松戸市入札参加業者資格者名簿の所在地区分名が「市内」もしくは「準市内」で登録されている企業と理解してよろしいでしょうか。</p> <p>また、本入札公告において地元企業として事業を営んでいる企業への経済波及効果を期待する趣旨であるため、入札公告後に設立された企業への発注額を本様式に計上することは評価対象外と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>前段については、お見込みの通りです。</p> <p>後段については、本事業の実施を目的に設立する「特別目的会社」を除き、入札公告後に設立された企業への発注額を本様式に計上することを可とします。</p> <p>なお、当該企業に発注されることが、合理的な説明資料にて証明できることを前提とします。</p>

建設工事請負仮契約書(案)に対する質問

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	建設工事請負仮契約書(案)	7	第8条	3		下請負人等に対する受注者の義務	「受注者は、その請け負った工事を第三者に請け負わせようとするときは、当該下請負人が賃金若しくは工事材料代金等の支払いを遅延しないよう、工事代金の支払い等に際し適切な措置を講じなければならない。」との記載がございますが、建設業法第24上の6で要求されている下請代金の支払いを適切に行うという理解でよろしいでしょうか。具体的に想定されている措置がございましたらご教示ください。	お見込みの通りです。 なお、お示しいただいた条項も含め、下請負人への支払に関連する内容は一通り踏まえた上で適切な措置を講じてください。
2	建設工事請負仮契約書(案)	9	第10条	2		監督職員	各号として10号ないし12号が列挙されておりますが、号番号の誤記との理解でよろしかったでしょうか。1号ないし9号が存在する場合にはその内容をご教示ください。	お見込みの通りです。 (1)～(3)として読み替えてください。
3	建設工事請負仮契約書(案)	13	第19条	1		条件変更等	各号として13号ないし17号が列挙されておりますが、号番号の誤記との理解でよろしかったでしょうか。1号ないし12号が存在する場合にはその内容をご教示ください。	お見込みの通りです。 (1)～(5)として読み替えてください。
4	建設工事請負仮契約書(案)	14	第21条	1		履行の中止	本項に定める「工事用地等の確保ができない等のため」とは、本件の工事用地が埋蔵文化財包蔵地であることに起因する、文化庁長官による発掘調査の指示等があった場合も含むとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 ただし、本市があらかじめ提示した工事用地の情報・資料から合理的に想定できる地質障害や地中障害物等に起因する「発掘調査の指示等」の場合に要した増加費用については、事業者の負担となります。
5	建設工事請負仮契約書(案)	15	第22条	1		受注者の請求による工期の延長	本件の工事用地が埋蔵文化財包蔵地であることに起因する、文化庁長官による発掘調査の指示等があった場合は本項にいう「受注者の責めに帰することができない事由」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	本市があらかじめ提示した工事用地の情報・資料から合理的に想定できる地質障害や地中障害物等に起因する「発掘調査の指示等」の場合に要した増加費用については、事業者の負担となります。
6	建設工事請負仮契約書(案)	16	第26条	1		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	賃金・物価スライドの基準日が請負契約の締結の日からとなっておりますが、令和7年12月25日に内閣府より発出されました「PPP/RFI事業における物価変動の影響への対応について」においては近時の物価上昇を踏まえ「サービス対価改定の基準時点を前倒しすること」等の対応が求められております。本入札においても、基準時点を入札日からとすることをお認めいただけないでしょうか。	ご提案としては認められません。原案の通りとします。
7	建設工事請負仮契約書(案)	16	第26条	1		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	昨今の急激な物価変動の上昇に伴い、価格の見直しの起点は入札月の令和8年6月とさせて頂けないでしょうか。	「建設工事請負仮契約書(案)に対する質問」No.6をご確認ください。

8	建設工事請負仮契約書(案)	19	第33条	4	※5	請負代金の支払	「物価変動に伴う費用の見直しがあった場合には・増額割合を踏まえて提案時の地元発注金額も見直すものとする。」とありますが、物価変動に伴う工事全体の工事費増額割合と地元発注先の工種における工事費増額割合とは一致しないものと考えます。地元発注金額の見直しについては、発注先の工種を考慮した金額とさせていただけではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、地元発注金額の見直しについては、物価変動に伴う工事全体の工事費増額割合及び発注先の工種を考慮した金額としますが、詳細は協議によるものとします。
9	建設工事請負仮契約書(案)	19	第35条	1		前金払及び中間前金払	前払金について、請負代金額の10分の4以内とありますが、それ以外に金額での上限設定はないものと考えてよろしいでしょうか。	建設工事請負仮契約書(案)に記載の通りです。

モニタリング実施計画説明書に対する質問

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	モニタリング実施計画説明書	7	Ⅱ	3	(2)	運営期間	運営期間を通しての想定発注金額は上回っているものの、発注時期の前後により、ある年度では下回った場合は、当該未達成の発生が事業者の責によらないものとして、地元活用計画未達成のペナルティは課されないかと理解してよろしいでしょうか。	ペナルティの対象として取り扱うかは、個別の事象により判断するものとします。 原則として、地元企業として業務を受託することを予定した企業の個別の理由(受託拒否など)により、地元活用計画未達成の場合は、ペナルティの対象になり得るものとして、計画してください。